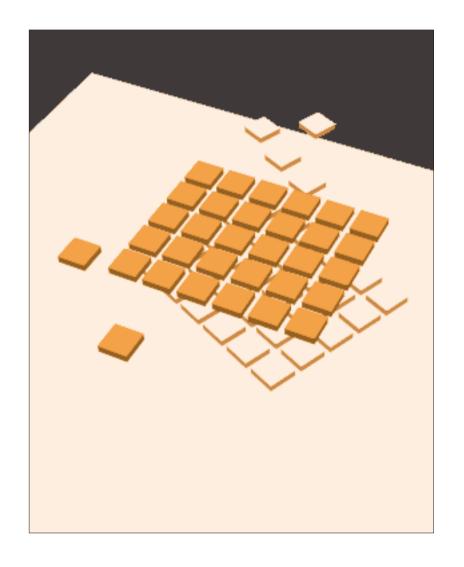
東海北陸教師教育研究

第29号



東海·北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇談会 2015年7月

『東海北陸教師教育研究』編集規定

- (1) 論文原稿は未発表なものに限る。ただし、口頭発表、その資料の場合はこの限りではない。主題は教師教育に関するものとする。
- (2) 原稿用紙は、横書き、B5版、400字詰めを用い、ワープロ使用の場合は、A4版、横書き、40字×30行の書式設定を原則とする。
- (3) 編集部において特に指定するもの以外の論文については、原則として、下記の分量以内に原稿をまとめること。

I:原稿用紙の場合 40枚以内

Ⅲ:ワープロの場合 上記(2)の書式設定で14枚以内

- (4) 論文原稿を2部(複写可)送付するものとする。(手元にコピーを必ず保存しておくこと)。原稿は原則として返却しない。原稿には必ず英文タイトル名を付すること。
- (5) 原稿には氏名、所属(職名その他を含む)、連絡先を付記し、編集事務局宛送付するものとする。
- (6) 注記、引用文献は、一括して、本文の後に紙葉を改めて注記番号順に列挙すること。なお、欧文文献の引用は次の例に倣うこと。

I: 単行本の場合 Milman, David(1986), Educational Conflict and The Law, Croom Helm

(London), pp. 34-36.

II: 定期刊行物の場合 Good, T.L.(1979), Teacher Effectiveness in the Elementary School:

What We know About It Now, Journal of Teacher Education, 30. pp. 52-64.

- (7) 参考文献は、必要があれば、注記、引用文献の後に紙葉を改め、参考文献と標記して列挙すること。
- (8) 図(写真を含む)、表があるときは、注記、引用文献(または参考文献)の後に、1件1枚の割りで第 〇図、第〇表と標記してそれぞれの題名を添える。本文原稿には図、表の挿入箇所を朱で指示すること。
- (9) 数字は、特殊な場合を除き、アラビア数字を用い、原稿用紙一マスに2字の割合で記入する。ワープロの場合は半 角指定にすること。
- (10) 欧語は、活字体で一マスに2字の割合で記入する。ワープロの場合は半角指定にすること。
- (11) 原稿は随時受け付ける。ただし、発行期日との関係で、年1回の締切日を設ける。

原稿締切日 5月31日 発行予定日 10月1日

(12) 原稿掲載の採否は、編集委員の合議によって決める。

- (13) 執筆者による校正は初校のみとする。
- (14) 論文投稿資格
 - I. 東海地区会員校に所属する教職員
 - Ⅱ.上記以外の教師教育専門研究者または関心を有する者
- (15) 編集事務局を当分の間、下記に置く。

〒487-8501 愛知県春日井市松本町1200

中部大学 教職課程 笠井研究室内 東海·北陸私教懇編集事務局 TEL(0568)51-1111(代)

『東海北陸教師教育研究』第29号

Tokai Hokuriku Journal of Teacher Education No.29 2015

=	^	=	11
=	m		₩
п	m	о.	,,,

「教育実習 I <初等教育実習事前・事後指導>」における自己課題設定を中心とした実践 -本実習に向けた事前指導を取り上げて一

丸 山 真名美・百 々 康 冶(至 学 館 大 学) … 3

私の教育実践

教員免許状更新講習実施報告

渡 昌弘(人間環境大学)… 9

椙山女学園大学教育学部のボランティア支援科目の実際

山 田 真 紀(椙山女学園大学) … 15

研究会報告

教育課程の変更届の作成方法及び作成上の注意点について

小 野 勝 士 (龍 谷 大 学) … 27

2013年度教職課程認定大学実地視察報告(日本福祉大学)

赤松伸一(日本福祉大学)… 37

2014年度東海·北陸私教懇第2回定例研究会記録

坂 本 徳 弥 (椙山女学園大学) … 45

〈論説〉

「教育実習 I <初等教育実習事前・事後指導>」における 自己課題設定を中心とした実践

―本実習に向けた事前指導を取り上げて―

丸 山 真名美・百 々 康 冶 (至学館大学健康科学部こども健康・教育学科)

はじめに

本稿では、平成25年度後期から平成26年度前期に実施した、至学館大学健康科学部こども 健康・教育学科における「教育実習 I <初等教育実習事前・事後指導>」の実践を報告する。

こども健康・教育学科では、保育士、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、中学校教諭一種免許状を取得することができる。「教育実習 I <初等教育実習事前・事後指導>」は、幼稚園と小学校のどちらかで実習を行う者を対象としている。つまり、本実践には幼稚園実習者と小学校実習者が混在している。著者 2 名が担当し、幼稚園実習に特有の事項については丸山が、小学校実習に特有の事項については百々が分担して指導を行った。受講生の多くは、保育実習もしくは中学校における教育実習を経験している。 4 年次配当の幼稚園と小学校の教育実習は平成26年度前期の 6 月に 4 週間実施された。

本実践の特徴

本実践の特徴は、受講生に課題設定を繰り返し行わせることである。この目的は、教育実習における学びを、広い視野と深い理解をともなったものにすることである。

シラバスには、以下のように「教育実習 I (事前・事後指導)」のねらいと具体的な展開が 記述されている。

・ねらい

「教育実習の意義を理解し、教師となる自覚を認識させることを目指す。そのため、観察実習、教育実習に参加するための具体的な手順、心構え等について理解させ、実習に取り組む真摯な態度を促す。実習の中から、その後の自らの生き方にも及ぶ課題を掴むことができるように配慮する。幼稚園・小学校の置かれている現状を把握させ、実習に臨み、積極的・建設的な参加態度の育成を図る。」

・具体的な展開

「具体的には、観察実習・教育実習のオリエンテーション、教育実習の意義について、 実習参加の心構えについて、人権教育について、模擬授業の実施を中心として指導を行 う。事後は、教育実習についての総括を行うとともに、相互に経験の交流を行い、自ら の今後の目的が明確化できるようにする。」

教育実習は、実際の教育現場に参加することによって、子どもや子どもたちの育つ環境(とくに学校場面)についての認識を深め、教師がどのように子どもへの教育的関わりを行っているのかを学ぶことが主たる目的である。とりわけ、教師の子どもへの教育的関わりは、「どのようにするのか」といった"How to"を身につけるのではなく、「なぜそのようにするのか」といった教育的関わりを支える教育観、子ども観、教師観といった教育活動の基盤となることがらを理解すること、いわば"Why"を考えたり理解したりすることが重要であるといえる。この"Why"の課題を持てるようになることが、シラバスの「教育実習の意義を理解」「自らの今後の目的が明確化できる」と同義であると考えることができる。

さらに、本実習までに、"Why"を課題として認識するようになることが、事前指導における重要な学習内容であるといえる。

本稿では、自己設定による課題の内容が"How to"か"Why"であるかを分類し、事前指導においてどのように変化するのかについて取り上げる。

本実践の展開

本実践は、平成25年10月から平成26年7月まで実施された。教育実習が平成26年6月であったことからほとんどが事前指導であった。本実習に参加するにあたって、実習の意義を理解することや実習で教職というものについて理解する素地を整えることが重要であると考えられる。

本実践の展開の概要を以下に述べる。第1段階から第5段階が3年生後期までの取り組みであり、実習校の種類に関係なく合同で行った。第6段階以降は4年生前期の本実習前までの取り組みである。

第1段階:「実習の意義の理解」

講義で学習したことと実際の教育現場の具体的事象を関連づけて理解することの 必要性について理解する

第2段階:「観察実習に向けての講話」 附属幼稚園主任・観察実習校の校長 幼稚園や小学校の実際についての予備知識を持つ

第3段階:「自己課題設定1」

観察実習における自身の課題を設定する

第4段階:「観察実習」 附属幼稚園・大府市立の小学校での2日間実施

教育現場における教師の教育活動の理解・実習記録の作成

第5段階:「学習成果交流」 観察実習で学んだことの同校種同士、異校種同士での交流 教育活動の背後にある "Why" を理解することの重要さに気づくことを目的

第6段階:「指導計画の作成」 実習校種別

指導計画を作成し、模擬授業や検討会を行い作成の基本的思考を学習する

第7段階:「教育実習むけての講話」 附属幼稚園園長・大府市学校教育課主事 教育実習に向けての明確な目的を持つ

第8段階:「自己課題設定2」

教育実習(本実習)における自身の課題を設定する

「自己課題設定1・2」の比較

分析対象者:受講生は38名であったが、両方のデータが揃っている30名を対象とした。 分析対象者のうち、幼稚園実習者11名、小学校実習者19名であった。

設定課題の分類:以下のように分類した。課題とともに設定した理由も記述させているので、 課題と理由の内容基づいて分類した。

"How to" …○○の仕方などといった表面的なものを分類した。

例) 課題「注意するときの声かけ」

理由「状況によってどのような注意の仕方があるか知る」

"Why" …どうして○○するのかなどといった、理由を理解しようとするものを分類した。

例) 課題「授業の意図を考えて観察できる」

理由「意味を考えないと頭に入らないから」

その他… "How to"、"Why" どちらにも分類できないもの。

子どもを理解するや、常に目的意識を持つといった「子ども理解」や「実習態度」に関するものが多かった。

自己課題設定 1 は観察実習前に行ったものであり、自己課題設定 2 は観察実習および指導計画作成後に行ったものである。自己課題設定 1 と自己課題設定 2 における "How to" と "Why" の比較をすることで、観察実習や指導計画作成が教育実習の意義の理解と参加への準備態勢が十分なものになることに有効かどうか検討できる。

・自己課題設定1・2の課題の内容の比較

自己課題設定 1 では、5 つの課題を設定させた。自己課題設定 2 では数を決めずに課題を設定させ、挙げられた課題の個数の範囲は $4\sim8$ 個であり、平均 5.67 個(標準偏差 0.91)であ

った。

以上の理由から、単純に個数を比較することはできないので、各受講生について、"How to"、"Why"、その他の割合を算出し比較することにする。表 1 と図 1 に自己課題設定 1 と自己課題設定 2 の各カテゴリーの割合の平均を示す。

	How to	Why	その他
自己課題設定 1	70.00	11.34	18.00
自己課題設定2	43.80	24.12	32.11

表1 自己課題設定1・2における各カテゴリーの割合の平均と標準偏差

単位:%

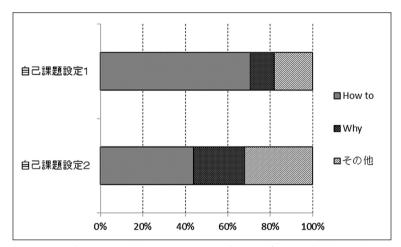


図1 自己課題設定1・2における各カテゴリーの割合の平均

表1と図1から、自己課題設定2において、 "How to" が減少し "Why" が増加することが明らかになった。また、その他も増加しているが、大半が「子どもに積極的に関わる」ことで「子ども理解」をすることや、「発達段階を理解する」といったものであった。

まとめると、観察実習や指導案作成を行うことで、 "How to" といった表面的な事柄に関心が多く向けられていたのに対し、 "Why" といった理由に関心を向ける傾向が高くなることが示された。また、自分が何かを行うという "How to" ではなく、相手(子ども)を理解しようとする傾向も高くなることが示唆された。

以上から、教育実習の意義を説明し、実際に観察実習や指導計画作成を体験することは、学生の教育実習への取り組み方をより豊かな学びが可能になるものに変化させ、さらに教職についての理解を深めるきっかけとなると考えられる。

まとめと今後の課題

自分で課題を設定する本実践は、課題を教授者から与えるのではなく自身で課題設定すると いう特徴があり、これは学習者が自身の学びや自分自身の取り組みへの姿勢について省みるこ とが必然的に行われることを可能にするといえる。

観察実習と指導計画作成を経験した上で、自身の課題を設定することで教育のマニュアル的 知識("How to")を求めるだけでなく、教育活動の背後にあるもの(教育観、教師観、子ど も観など)を理解("Why")しようとする観点を持つようになることが明らかになった。

しかし、すべての受講者がこのような傾向を示したわけではない。図2に"How to"が変 化しなかったものと減少した、つまり "Why" が増加したものの割合を示す。

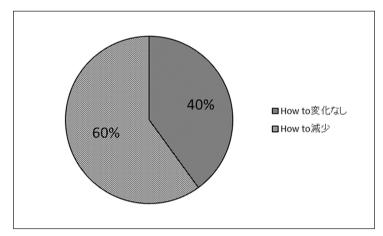


図2 How が変化しなかったものと減少したものの割合

図2から4割のものが"How to"の割合が変化せず、教育実習への意識が変化しなかっ たものがいることがわかる。これらの多くの者は、"Why"もその他も変化しなかったし、 "How to"の割合も高い傾向にあった。当面の課題は、このように教育実習への意識が変化 しない理由を明らかにし、より効果的な方策を考えることである。

また、平成25年度より、4年生後期における「教職実践演習」が開始された。この演習の 目的は、概括的にいうと、教職についての理解を深め、自身の適性や課題について理解し、克 服するということである。

本実践は、自身で課題を設定するや、"Why"(教育観、教師観、子ども観)といった観 点をもって教育実習に望む態度を獲得することを目的としている点で、「教職実践演習」を見 据えたものとなっていると考えることができる。「教育実習」の事前事後指導と「教職実践演 習」は、内容の関連性が極めて強いものである。

「教育実習」の事前事後指導と「教職実践演習」の内容を効果的にデザインすることが教員 養成教育において重要な要因の1つになると考えられる。「教育実習」の事前事後指導におい

て、「教職」についての理解を促進することが、有効な事柄として挙げられる。

以上の述べたことを踏まえて、「教育実習」事前事後指導をより充実したものにすることが 重要な課題である。 〈私の教育実践〉

教員免許状更新講習実施報告

渡 昌 弘 (人間環境大学)

1. はじめに

人間環境大学では平成 21 (2009) 年度より教員免許状更新講習の必修および選択の講習を 実施しており、平成 26 年度は必修講習を8月8~9日に、選択講習を8月19~21日に実施 した。選択講習は主に中学・高校の国語科教諭、社会科・公民科教諭、その他教諭を、それぞ れ対象とする講座を開いた (注1)。

これらのうち、主に中学・高校の国語科教諭を対象とする選択講習では、平成22年度より6時間ずつ3人の講師が担当している(注2)。受講者は全てを受けると選択18時間を満たすことになるが、オムニバスではない。本稿は、平成26年8月19日に筆者が担当した6時間の選択講習「漢詩文を読む」について報告するものである(注3)。

2. 事前準備

(1) 受講者数

「漢詩文を読む」の定員は 40 名。受講者数はこれまで 10 名前後で、平成 26 年度は 8 名であった。内訳のうち年齢は講師に通知しないため不詳であるが、所属先は小学校 0、中学校 1、高等学校 4、未記入 3 であった。未記入は、これから配属されるということであろう。

(2) 事前アンケート調査

受講申込者に対して例年通り事前にアンケートを実施し、受講理由、期待すること、その他 要望について尋ねた。自由記述なので整理しにくいが、書かれていた内容はおおよそ以下の通 りであった(重複回答)。

受講理由は、

・漢詩文について、さらに深く知りたい	3
・生徒が興味を持つヒントを見つけたい	2
・漢詩文を扱うので	2
・受験指導の参考にしたい	1
・国語科なので	1
・他の大学に無いので	1
・通いやすい	1

となっており、また期待および要望は受講理由とも関連するが、次のようであった。

・漢詩文の面白さの再発見と生徒への伝え方
・授業で活用できる知識の習得、教授資料の紹介
・四声
・複数解釈の例
・日本漢文
3
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
2
2
2
2
2
2
2
2
2
2
4
2
2
4
2
4
5
6
7
7
8
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9</

・現代日本が抱える問題を考える上でヒントになりそうな漢文の紹介 1 こうした受講理由などは、例年とほぼ同じである。

3. 講習の実施

講座のねらいを「漢詩・漢文の面白さを再確認する」ところにおき、実施したプログラムは 以下の通りである。なおオリエンテーション、アンケートも講座担当者が行った。

9:00-9:10 オリエンテーション

9:10-10:40 講義「中国語の特質と文章」「科挙社会と詩文」

10:50-12:20 講義「唐詩と宋詩」

13:20-14:50 講義「論語」

15:00-16:00 講義「随筆」

16:00-16:30 筆記試験

16:30-16:50 アンケート

4. 事後アンケート

講習と試験の終了後、受講者に対し、文部科学省が義務付けている「免許状更新講習受講者評価書」 (注4) によりアンケートを実施した。以下の3項目について、よい・だいたいよい・あまり十分でない・不十分という答えに対し、それぞれ順に4から1ポイントを与えるというものである。その結果、受講者8名の平均値は、

I. 本講習の内容・方法についての総合的な評価 3.9

Ⅱ 本講習を受講したあなたの最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価 3.8

Ⅲ. 本講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価 3.9 となった。他の講座との数値の比較は受講者数が異なるため控えるべきだが、おおよそ満足してもらえたといえよう。

このほか自由記述の欄には、「漢詩の背景について知識が増えた」「授業で使えそうな資料の提示・紹介があった」、あるいは「科挙から見た漢詩文のとらえ方は興味深かった」という声が見られた。なかに「漢詩だけに特化してもよかったのでは」とあり、これは自身でも感じていたことなので検討し、今後の参考としたい。また各人の期待が異なる中、一人ではあるが、「来た甲斐があった」と書かれていたのには正直うれしく思った。

今年度の事後アンケートは以上のように好意的な内容だったが、前年度までには、講習に支

障はなかったけれども「取り上げた教科書が旧課程のものだった」、「教科書の作品に通説と違う説明がほしかった」等の指摘があったので、今後はそれらも忘れずに改善に努めたい。

5. おわりに

最後に感想めいたことを述べて、終わりとしたい。

更新講習については否定的な見方も少なくなく、理由はあるにしても居眠りしているという話を聞いたり、「卒論で扱ったから、あのネタはよく知っている」との声も耳にしたりする。これらは他の講座でのものだが、自分が担当する講座にも該当しないとは言えず、気を付けたいと思う。とはいえ、教職ではなく教科の内容として新しい情報を提供するのは容易でない。新しい発見の少ない分野ではなおさらで、やはり知識の確認程度に止まるのではないかという恐れがある。自分が担当した講座で漢詩文の面白さを伝えられたかは、いつも不安に感じるところであるが、上述の事後アンケートを見て、また「講習によって得るところは疑問」というような声を直接聞いていないことから、一応は安堵している。

ところで講座担当者としては、評価の困難さを感じている。成績評価は今後の講習にかかわることで、具体的な試験内容と評価基準について報告できないが、HPには評価の視点として「教科書等の作品を、それぞれの背景を考えつつ読むことができるかどうか。」と明示している。ただ中学・高校あるいは小学校等の教諭が一緒に受講するのであるから、評価にあたって、それぞれの学習指導要領に精通していることが担当者には求められるであろう。

そのほかに、オムニバスでなく6時間ずつ3人が担当、評価する形をとっていることについて、前年度の受講者から直接うかがったのだが、この形は学校行事等で2日あるいは3日続けて出席できない方には都合がよいようである。また講座内容に直接かかわることではないが、事後アンケートに「講師の研究内容も聞きたい」とあった。こうした声に少しでも応えられるようにしたいし、また教員同士が交流できるような展開にしていきたいとも考えている。

以上、教員免許状の更新講習について報告した。雑然とした内容になってしまったが、今後 の講習に資するところがあれば幸甚である。 ≪資料≫

様式第5号

免許状更新講習受講者評価書

開設者	人間環境大学	受講期間	平成26年8月19日	~	8月19日
講習名	漢詩文を読む				

本評価は今後の免許状更新講習の改善と更新講習に関する情報提供のため に行われるものであり、あなたの履修認定に係る評価には一切影響を与えませ ん。_

学校種	職名	担当教科等	

- ◎以下の $I \cdot II \cdot III$ の項目のあなたの評価について、評価基準の $4 \sim 1$ の該当する番号に○印をつけてください。評価の基準は以下のとおりとします。
- 4:よい(十分満足した・十分成果を得られた)
- 3:だいたいよい (満足した・成果を得られた)
- 2:あまり十分でない(あまり満足しなかった・あまり成果を得られなかった)
- 1:不十分(満足しなかった・成果を得られなかった)
- 1. 学校現場が直面する諸状況や教員の課題意識を反映して行われていた。
- 2. 講習のねらいや到達目標が明確であり、講習内容はそれらに即したものであった。
- 3. 受講生の学習意欲がわくような工夫をしていた。
- 4. 適切な要約やポイントの指摘等がなされ、説明が分かりやすかった。
- 5. 配付資料等使用した教材は適切であった。
- I. 本講習の内容・方法についての(上記の $1\sim5$ の視点を踏まえた)総合的な 4~3~2~1 評価
- 6. 教職生活を振り返るとともに、教職への意欲の再喚起、新たな気持ちでの取り組みへの契機となった。
- 7. 教育を巡る様々な状況、幅広い視野、全国的な動向等を修得することができた。
- 8. 各教育活動に係る学問分野の最新の研究動向、これまでの研修等では得られなかった理論・考え 方・指導法や技術等を学ぶことができ、今後の教職生活の中での活用や自らの研修での継続した学 習が見込まれる。
- 9. 受講前よりも講習内容への興味が深まり、教員としての知識技能の厚みや多様さを増す一助となった。

II. 本講習を受講したあなたの最新の知識・技能の修得の成果についての(上記の6~9の視点を踏まえた)総合的な評価				2	1
Ⅲ. 本講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価		4	3	2	1

【注】

(1) 平成26 (2014) 年度の講習は以下の通りで、詳細は毎年HPにて案内している。

講座名	区分	時間数	開講日	定員
教育の最新事情	必修	12時間	8月8~9日	100
日本の教育の歴史	選択	18時間	8月19~21日	40
持続可能な社会の構築(低炭素社会・循環型社会・自然共生社会)	選択	18時間	8月19~21日	40
漢詩文を読む	選択	6 時間	8月19日	40
ことばの教育法ワークショップ	選択	6 時間	8月20日	40
ホントは面白い『万葉集』―万葉集 から和歌を考える-	選択	6 時間	8月21日	40

- (2) 筆者は、教員免許状更新制が施行された平成21年度に、中学社会科・高校地理歴史科の教諭を対象として更新講習を担当したが、受講者が3名であったため、翌22年度より国語科教諭を対象とする現行のかたちに変更となった。また平成27年度は担当者変更の予定である。
- (3) 参考までに、本学所在の愛知県岡崎市では、教育委員会により市立校勤務の教員を対象に 更新講習が実施されている。
- (4)「評価書」は≪資料≫の通り。

〈私の教育実践〉

椙山女学園大学教育学部のボランティア支援科目の実際

山田真紀(椙山女学園大学)

はじめに

平成18年7月11日に出された中央教育審議会の答申、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の「教職課程の質的水準の向上」の欄に、「インターンシップなど学校現場を体験する機会や、学校外における子どもとの触れ合いの機会、現職教員との意見交換の機会等を積極的に提供することが必要である。その場合、これらの活動の機会が、教職課程の全体を通じて、学生の学習状況や成長に応じて効果的に提供されるよう、留意することが必要である。特に、これらの活動が、単なる体験活動に終始しないよう、学生自身による体験活動記録の作成や、それを基にした討論を行うなど、省察的な活動を通して、質の高い学習が行われるよう工夫する必要がある」との文言がある。

平成19年4月に発足した教育学部では、上記の趣旨に鑑み、教職を志す学生に対するボランティア活動を支援するための授業、「ふれあい実習II(参加)」「教育ボランティア1・II」「福祉ボランティア I・II」を設けている(以降、これらの科目の総称として「ボランティア支援科目」を用いる)。本稿では、①これまでのボランティア支援科目の推移と課題、②現在のボランティア支援科目の指導実態と学生のボランティア活動参加状況、③大学におけるボランティア活動支援の効果と今後の課題について論じていきたい。

1. ボランティア支援科目のこれまで

① 平成 19 年度から平成 22 年度まで:選択必修の時代

平成 19 年度に教育学部が新たに設置されるにあたり、保育士・教員養成においてボランティア活動を重視する観点から、ボランティア支援科目:「教育ボランティア $1 \cdot II$ 」「福祉ボランティア $1 \cdot II$ 」「ふれあい実習 II (参加)」を選択必修に位置づけた。「教育ボランティア」とは、小中学校における学習支援、小学校の放課後支援事業におけるボランティア、子どもキャンプの引率などの活動を行う学生が登録する科目であり、「福祉ボランティア」は幼稚園・保育園・児童福祉施設・子育て支援事業などに関わるボランティア活動を行う学生が登録する科目である。「I」は初年度に登録する科目であるのに対し、「II」は2年目以降に登録する科目であり、「II」はI」の受講生に対して指導的役割を担うことが期待されている。これらのうち「教育ボランティア I」のシラバスを資料 Iとして巻末に掲載した。単位取得の条件は、以下の通りである。

- ・同一施設において年間30時間以上のボランティアを行うこと。
- ・ボランティア活動を開始する前に、「ボランティア活動登録書」(資料2)を提出すること。
- ・ボランティア活動中は、活動に従事するたびに活動の内容を振り返り、反省点を記録する 「ボランティア活動記録」(資料3)をつけること。
- ・ボランティア活動が終了したら「ボランティア活動記録」「ボランティア活動証明書」「最終レポート(資料4)」の3点を期日までに提出すること。※「ボランティア活動証明書」とは、30時間以上のボランティアに従事したことを、受け入れ先に証明してもらう書類である。
- ・事前指導と施設別ガイダンスに出席すること。
- ・活動報告会に参加すること。報告会では、自分の従事したボランティア活動の概要とそこ での学びを発表すること。

また、「ふれあい実習 II (参加)」は「ふれあい実習 I (観察)」と対になる科目である。「ふれあい実習 I (観察)」は I 年次前期に開講される必修の少人数制のゼミであり、幼稚園・小学校・中学校・高等学校において観察実習し、そこでの経験をもとに討論するという授業であり、「ふれあい実習 II (参加)」は「I 」の観察実習で修得したことをもとに、実際に子ども達と触れ合う実習を行うものである。実際には、椙山女学園大学附属小学校の土曜教室の学習タイムを運営するというボランティア活動を行っていた。

学生は上記の5科目のなかから1科目以上を選択必修することになっていた。実際に運営してみると、3つの問題が生じることとなった。

第一に、当時はまだ保育施設や学校教育機関において大学生がボランティアをすることが一般的ではなく、また教育学部が新設学部であったことから、学生を受け入れてくれるボランティア先を確保し、受け入れ先との信頼関係を築くことに大きな時間と労力を要したことである。学生をボランティアとして受け入れるのはやぶさかではないが、それが「大学の単位になる」ということにひっかかりを覚える方が非常に多く、「大学が本来すべき学生指導を現場に丸投げする行為ではないか」と批判を受けることもしばしばであった。そのようなときは、先に引用した中央教育審議会の答申を持参し、単にボランティア活動をさせるだけでなく、事前指導と事後指導を充実させることにより、「単なる体験活動に終始しないよう、学生自身による体験活動記録の作成や、それを基にした討論を行うなど、省察的な活動を通して、質の高い学習が行われるよう工夫」することをお約束し、理解いただけるように努力した。

第二に、学生の起こすトラブルが後を絶たなかったことである。本来、自発的行為を意味するボランティアが必修科目であるという矛盾から、「現場を見てみたい」「社会貢献のためにボランティアしたい」という意欲や気持ちが育たないうちに、もしくは「本当はやりたくないけれどやらなきゃ卒業できないから」というやむない気持ちでボランティアに出かける学生がおり、そうした意識とモラールの低さからトラブルになるケースがあった。例えば、規定の30時間を終え、証明書を発行してもらった途端にボランティアに来なくなる、あるいは、約

束していた日時に無断で欠席する、などの責任感のみられない学生も数は少ないもののみられた。また、ボランティア支援科目が1年次から受講可能な学年配当であったため、「とれる必修科目はできるだけ早くとっておきたい」という学生の戦略から、まだ学習が不十分な1年生がボランティアに出かけるケースが多かったこともトラブルの元となった。十分な事前指導のかいなく「大学の単位を取得しなければならないため、ボランティアをさせてください」と頼みにいく学生もいて、受け入れ先からお怒りの電話を受けることもあった。そのような場合は、先に述べたように中央教育審議会の答申を持参し、担当者がお詫びとご説明に伺うことになった。

第三に、これは椙山女学園大学の特殊な事情であるが、ボランティア支援科目は、「担当コマに含まれない、教員にとってもボランティアな科目」と位置づけられ、ボランティア支援科目の担当者は、事前指導や事後指導を含めた学生指導、ボランティア先の開拓、トラブル対応、巡回指導等、非常に多くの時間と労力を費やし、責任は重くのしかかるのにも関わらず、大学側から何の報酬もないことから、担当者のモチベーションを維持することが難しいという問題があった。またこのような恵まれない科目であるため、後任を見つけることができず、8年間たった今でも同じ担当者が担当を続けざるを得ない状況である。

② 平成 23 年度から平成 24 年度まで: 選択科目へ

設置にかかる4年間が経過したのち、教育学部ではカリキュラムの見直しの作業を行った。その際に「ボランティアが必須という矛盾」を解決すべく、ボランティア支援科目の5科目の必修を外し、選択科目とした。その結果、生じたのは授業登録外のボランティアの急増である。「教育実習の巡回指導に小学校へ赴いた際に、校長先生から指摘され、既に教育学部の学生がボランティアでお世話になっていたらしいことを知る」ということや、学生から「ボランティア先で誤って理科で使用するビーカーを割ってしまい、弁償しなければならないが、学生保険は適用になるか」という相談があるなど、大学側が学生のボランティア活動の実態を把握していないことによる不都合や安全上の問題が浮上することになった。そこで登場したのが「ピンクの登録書」である。資料2として掲載した「ボランティア活動登録書」を白色とピンク色の2種類の紙に印刷し、授業登録してボランティアを行う場合は白色の登録書、授業登録外で自主的にボランティアを行う場合はピンク色の登録書を提出させることにした。その結果、学生の自主的なボランティア活動が、大学の諸活動のひとつに含まれることになり、活動中の事故や器物損壊、また自宅や大学からボランティア先までの移動中にあった事故等に、大学が学生全員にかけている「学生教育研究災害傷害保険」が適応されるようになった。

③ 平成 25 年度から現在に至るまで:ボランティア支援科目の再構造化

平成25年度からは、ボランティア活動証明書の提出を廃止し、「ふれあい実習II(参加)」 をボランティア概論の授業にするという2つの変更を行った。

第一のボランティア活動証明書の提出を廃止したのは、学生の提出する「ボランティア活動

記録」を見れば、年間 30 時間以上の活動をしているかどうかを判定することができ、さらに 虚偽の申告をする学生もいないことから、ボランティア受け入れ先に学生のボランティア活動 状況を記録し、証明してもらう手間を省くことができると考えたからである。

第二の「ふれあい実習 II (参加)」の授業内容の変更については、椙山女学園大学附属小学校の土曜教室が廃止されることにともない、これまでの活動を維持できなくなったことと、ボランティア活動を有意義なものにするためには、これまで以上の事前指導と事後指導を行う必要を感じていたことから、「ふれあい実習 II (参加)」をボランティア概論と位置づけ、内容の再編を行った。この授業では、ボランティア活動の意義と目的、心構えやマナー、記録のつけ方、ボランティア先の選び方など、ボランティア活動の基礎的知識と技能を身に付けることを目的としている。授業は通年で行われ、7月以降からは体験的なボランティア活動に従事しながら、ボランティア先別の分科会において、直面する問題や工夫の仕方について議論を重ね、最終的には全体会で学びの集大成を発表するという流れで行っている。「ふれあい実習 II (参加)」の詳細については、資料 I 「ふれあい実習 II (参加)」のシラバスを参照いただきたい。

2. 現在のボランティア支援科目の指導実態と学生のボランティア活動参加状況

①現在のボランティア支援科目の指導実態

以上のような紆余曲折を経て、現在のボランティア支援科目は以下のような構造となっている。まず、大学在学中にボランティア活動をしようとするものは、必ず「ふれあい実習 II(参加)」の授業を受講する。この授業でボランティアの基礎と、ボランティア活動で学んだことを大学の勉強に活かす方法について学んだ学生は、次に「教育ボランティア 1・II」「福祉ボランティア I・II」に進む。ボランティアに従事する学生は、年度初め、もしくはボランティア活動開始時に「ボランティア活動登録書」を提出し、年間(実際には4月から翌年の1月まで)に30時間以上のボランティア活動に従事できる見通しを持てた学生のみが、後期の履修登録期間中にボランティア支援科目に授業登録をする。学生がお世話になっているボランティア先には、授業登録の有無によらず、原則的に学長名での挨拶状が送付されることになっている。年度末には、学生が提出した「活動報告書」を編集して、『ボランティア支援科目報告書』を公刊している。報告書は共同研究室にて閲覧可能となっており、学生のボランティア先選びの貴重な資料となっている。

なお、他学部との連携については、「ふれあい実習 II(参加)」「教育・福祉ボランティア I・II」はいずれも、副免許制度を利用して幼稚園・小学校免許を取得しようとする他学部の学生に向けて開かれた科目であり、年間、数名の学生が受講する。ただし他学部の学生を無制限には受け入れることが難しいため、受講に際しては、「教職に就く強い意志があるか」「椙山女学園大学の看板を背負いボランティア先に貢献できる人材であるか」を見極めるための面談を実施している。また、教育学部に集まるボランティア関連の情報については、教務課や学生課を通じて、全学の学生にも情報が伝達されるようにしている。

②学生のボランティア活動参加状況

以下の表 1 は平成 19 年度から現在に至るまでの授業登録数の推移であり、表 2 は学生のボランティア先の内訳を示したものである。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
教育ボランティア	83	120	50	59	16	55	24	59
福祉ボランティア	10	70	108	50	20	11	6	14
ふれあい実習Ⅱ * 1	37	25	16	6	19	7	56	112
授業登録なし					167	178	192	97
延べ人数	130	215	174	115	222	251	278	282

表1 ボランティア支援科目への登録状況

^{*1} 平成24年度までは附属小学校でのボランティア活動、 平成25年度からボランティアの基礎を学ぶ講義

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
幼稚園	36	97	80	67
保育園・こども園	20	25	18	23
子育て支援事業	65	15	20	9
小学校 *2	80 (33)	49 (23)	69 (33)	30 (13)
放課後支援事業 *3	60 (54)	51 (44)	63 (56)	62 (52)
中学校	6	6	2	9
養護学校	1	1	2	2
子どもキャンプ	86	78	36	57
その他	3	12	7	14

表2 ボランティア先の内訳(延べ数)

- *2()内は名古屋市立小学校でのボランティア(内数)
- *3()内は名古屋市立小学校のトワイライト(内数)

平成23年度以降、選択必修科目から選択科目に移行したことにより、授業登録する学生は、以前の半分以下となり、代わって授業登録をしないで「ピンクの登録書」を出して自主的にボランティアする学生が急増した。授業登録の有無によらず、ボランティア活動に従事する学生の総数は、毎年、増加する傾向にあり、平成26年度のデータによると、教育学部の在籍者数667名のうち、282名がボランティアに従事しており、4割以上の学生が何らかのボランティアを行っていることが分かる。ボランティア先の内訳をみると、保育・初等教育専修の学生において、幼稚園・保育園・こども園でのボランティアのニーズが高いことから、毎年、これらの施設でボランティアをする学生が多数いること、また、ボランティア先として、各地方公共団体が運営する学生ボランティア事業、例えば名古屋市の「ふれあいフレンド」「理科支

援員」「トワイライト学生ボランティア」などに参加することを奨励していることから、こうした事業を通して、小学校や小学校における放課後支援事業でボランティアをする学生が多数いること、また、大学がこれまで信頼関係を結んできた「山賊キャンプ(NPO グリーウッド主催)」や「渥美半島どろんこ村」などで、子どもキャンプの引率を行う学生も多数いること、などを見て取ることができる。

3. 大学のボランティア支援の効果と今後の課題

①大学のボランティア支援の効果

これまで8年間、ボランティア支援科目の担当をしてきて、学生の成長において、ボランティア活動の意義はとても大きいと実感している。その効果は以下の3つにまとめることができる。第一に、実際の保育や教育の場面から学ぶことは絶大であるということである。先生方の優れた保育・授業実践に触れることができ、また先生方の子どもとの望ましい関わり方を知ることができ、それを未来の職業生活に生かすことができる。また、普段関わることの少ない幼児や児童と関わることで、現代の子ども達の特性や発達段階の特徴を実感あるものとして理解することもできる。そして、将来の職業生活の実態についてありのままを知り、自分の適性を見極めていくこともできる。第二に、ボランティア活動での経験は、大学での学びをよりよいものにする。実際の保育・教育の場面で見られた「なぜ?」「どうして?」「どうすべき?」をたくさん見つけることで、問題意識を深め、大学での学びに主体的に取り組む構えを作ることができる。また大学で学んだ理論や方法を、実際の保育や教育の場面で実践してみて、その効果や課題を明らかにすることもできる。第三に、ボランティア活動は学生の社会経験を豊かにするだけでなく、学生のもつ時間や若さというエネルギーを社会貢献に生かすことができる場でもある。

②今後の課題

最後に、優れた保育者と教員の養成のためのボランティア支援を行っていくうえでの課題について3点述べたい。

第一に、学生が参加を希望するボランティア先を十分に確保することである。地方公共団体が主催する大学生ボランティア事業の情報を集め、学生に周知し、参加を奨励するだけでなく、現在、お世話になっているボランティア受け入れ先と良好な関係を維持するために努力すること、そして、教育実習の巡回指導や講演、指導助言などで大学の教員が東海3県下の保育所・幼稚園・小学校・中学校に赴いた際には、学生のボランティア受け入れについてお願いするなど、地道な取り組みが必要である。ご縁のあった受け入れ先と良好な関係を維持するために行っていることは、「学生のボランティア受け入れが決まった際には、学長からのお礼状(依頼状)を送付する」「担当者が受け入れ先にお礼の電話をし、学生のボランティアの様子や問題がないかなどについて聞き取りをする」「その結果、必要であると判断した場合は巡回指導を

行い、あるいはお詫びとご説明にお伺いする」「白色とピンク色の登録書を管理し、ボランティア受け入れ先に、保育実習や教育実習の巡回指導にいく場合は、必ずお礼のご挨拶をしてくる」などの地道な努力を続ける必要がある。

第二に、学生のボランティア活動が惰性に陥らないように、学びへと高まっていくしかけ作りが大切である。そのために準備しているのが「ボランティア活動記録」と「私のノート」である。私のノートは、授業のなかで「なるほど!」と思ったこと、読書をしていて「この部分は覚えておきたい」と思ったこと、実習やボランティアをして「どうしたらいいのだろう」と疑問に感じたことなどを書き溜めていくノートである。特に「どうしたらいいのだろう」という問題意識については、折に触れてノートを見直して再確認し、授業や読書を通してその解決策を探したり、実習やボランティアの場面で先生に尋ねたり、いろいろなやり方を試したりすることが大切であり、その結果も書き留めてゆく。こうした小さな積み重ねが、保育者や教員になったときに「自分なりのやり方」の基礎になり、支えとなることを学生に伝えていきたい。第三に、ボランティア活動支援は、渉外活動と学生の指導を含む、責任と事務量の多い仕事である。これを特定の教員に押し付けるのではなく、「教職支援センター」などのセンター業務の一環として行い、大学の組織として応援していくことが望まれる。現在、椙山女学園大学でもそのような方向性で組織改革を進めているところである。

資料 1 「ふれあい実習 || (参加)」と「教育ボランティア | 」のシラバス(抜粋)

授業名:ふれあい実習Ⅱ (参加)

授業テーマ

実際に子どもたちとふれあう実習(ボランティア)を行う前の基礎学習

授業の到達目標/育成する能力

学校や保育所など教育施設・福祉施設においてボランティアとして活動するうえで、必要不可欠の知識・技能・マナーを身につける。また、実際にボランティア活動に従事し、そこでの経験をレポートにまとめ、発表会で発表することにより、学びを定着させるとともに、それを受講生と共有化する。

授業内容

「ふれあい実習 I (観察)」では教育や保育の実践の場を「観察」した。それをふまえて、「ふれあい実習 II (参加)」では、ボランティアという立場でこれらの場に「参加」する。この授業では、ボランティア活動をするうえで、必要不可欠の知識・技能・マナーを伝達する。さらに、将来の職業生活の参考になりうる、良質なボランティア先を紹介する。学生はボランティア活動をし、そこでの経験をレポートにまとめ、発表会で発表することで、ボランティアで学んだことを共有化、定着化させる。

授業計画

- _____ 1.授業ガイダンス
- 2.ボランティア概論① ボランティアとして現場に入る意義・意味について 提出書類ガイダンス(記録の取り方、最終レポートの書き方など)
- 3.ボランティア概論② ボランティアに必要な知識と技能(学校関係編)
- 4.ボランティア概論③ ボランティアに必要な知識と技能(保育所・幼稚園編)
- 5.ボランティア概論④ ボランティアに必要なマナー・心構えについて
- 6.ゲストスピーク① ボランティア学生に望むこと(夏休みキャンプ編)
- 7.ゲストスピーク② ボランティア学生に望むこと(児童福祉施設編)
- 8.ボランティア先紹介① 学校関係編(先輩の体験談を含む)
- 9.ボランティア先紹介② 保育所・幼稚園編(先輩の体験談を含む)
- 10.ボランティア先別懇談会① 役割と工夫について
- 11.ボランティア先別懇談会② 困難点とその克服について
- 12.(後期)活動報告会① 夏休みキャンプ編
- 13.(後期)活動報告会② 学校関係ボランティア編
- 14.(後期)活動報告会③ 保育所·幼稚園編
- 15.(後期)活動報告会④ その他のボランティア先編

事前・事後学修

ボランティア活動に行く前に、教材準備をするなど十分な準備を行うこと。 ボランティア活動をするたびに、すみやかに記録をつけ、自分の活動を反省すること。

評価方法と成績基準

- 授業に参加すること
- ・(原則として)授業内で紹介するボランティア活動に従事すること。 (最低必要時間はボランティア先により異なる。担当教員に確認すること)
- ・ボランティア活動を開始する前に、「ボランティア活動登録書」を担当者に提出すること。
- ・ボランティアを終了したら、「ボランティア活動記録」「最終レポート」の2点を期日までに提出すること・授業は時間割通り前期から主に水曜日5限を用いて進めるが、履修登録は「後期集中講義」の欄から行う

こと。 履修上の注意

- ・平成 25・26 年度入学生のうち大学在学中にボランティア活動に従事しようとするものは、必ずこの授業を受講すること。
- ・「教育ボランティア」「福祉ボランティア」との同時受講は認めない。
- ・平成 24 年度以前入学生で「教育ボランティア」や「福祉ボランティア」を既に受講している学生もこの 授業への参加を歓迎する。

担当教員メッセージ

ボランティアは大学で学んだことを実践の場で生かしたり、保育・教育・子どもについての理解を深めたり、 将来の職業生活の実際を学んだりすることのできる貴重な機会です。ぜひ積極的に参加しましょう。ひとり ひとりが「椙山女学園大学教育学部」の看板を背負っていることを忘れず、ボランティア先で失礼のないよ うに、適切な身だしなみ、言葉遣い、態度を取ることを心がけましょう。 授業名:教育ボランティア I

授業テーマ

授業の到達目標/育成する能力

ボランティアを通して社会経験を積むことにより実践力と洞察力を身につける

授業内容

学校や学校に準ずる施設における、学生の主体的なボランティア参加を奨励し、基準を満たした活動に対して単位を与える。特に、名古屋市教育委員会の「ふれあいフレンド」「トワイライトスクール」など、近隣の地方公共団体や教育委員会が主催する事業への参加を奨励する。単位認定の基準は、同一施設で年間 30時間以上のボランティア活動に従事し、「ボランティア活動登録書」「ボランティア活動記録」を期日までに提出し、最終レポートを作成することである。

授業計画

以下に授業を構成する要素について記す。

- 1.全体ガイダンス
- 2.ボランティア先別ガイダンス
- 3.書類提出(ボランティア活動登録書)
- 4.ボランティア活動の実施(ボランティア活動記録の作成)
- 5.最終レポートの提出

【注意事項】

- 1.次の諸施設でボランティアをすることを希望するものは「教育ボランティア」に登録すること。
 - *名古屋市「ふれあいフレンド」「トワイライトスクール」
 - *夏休みに実施される「子どもキャンプ」(山賊キャンプなど)
 - *その他の学校ボランティア
- 2.以下の諸施設でボランティアをすることを希望するものは「福祉ボランティア I または II 」に登録する こと。「保育所」「幼稚園」「子育て支援事業(学童保育を含む)」「福祉施設」「児童館」等。 どちらに登録すればよいか判断に迷うときは教員に問い合わせること。
- 3.平成 25 年度入学生より、「ふれあい実習 II(参加)」を受講した学生のみ、この授業に登録することができることとする。「ふれあい実習 II(参加)」との同時受講は認めない。
- 4. 『教育ボランティアⅠ・Ⅱガイダンス資料』を熟読の上、活動に従事すること。

共同研で配布するのでひとり一部ずつ持っていくこと。

- 5.ボランティア先別ガイダンスを行う場合、日時と場所は S*map および掲示板にて指示するので、確認のうえ、必ず出席すること。
- 6.活動場所が決まったら、「ボランティア活動登録書」(白色)の原本を担当教員に提出すること。書類不備の場合は単位認定されない場合があるので注意すること。授業登録せずボランティア活動を行う場合は、「ボランティア活動登録書」(ピンク色)を作成し、指導教員に押印をもらった後、共同研の所定のボックスに投函すること。白色の登録書の場合も、ピンク色の登録書の場合も、ボランティア施設に依頼状を送付する必要のある場合は、登録書のコピーを作成し、担当教員の印をもらった後、速やかに教務課に持っていくこと。
- 7.ボランティア先ごとの活動内容を知りたい場合は、過年度の「ボランティア科目群報告書」を参考にすること(報告書は教育学部共同研究室に保存されている)。

事前·事後学修

ボランティア活動に行く前に、教材準備をするなど十分な準備を行うこと。 ボランティア活動をするたびに、すみやかに記録をつけ、自分の活動を反省すること。

評価方法と成績基準

単位認定の基準

- ・同一施設において年間30時間以上のボランティアを行うこと
- ・ボランティア活動開始する前に、「ボランティア活動登録書」を担当者に提出すること。
- ・ボランティアを終了したら、「ボランティア活動記録」「最終レポート」の2点を期日までに提出すること

履修上の注意

上記の注意事項を熟読のうえ、履修すること。

シラバスとガイダンス資料を熟読の上、それでも不明なことがある場合は、研究室に聞きにくること。

担当教員メッセージ (ふれあい実習Ⅱとほぼ同じのため略)

資料2 ボランティア活動登録書

平成26年度ボランティア活動登録書(授業登録用) 【学生情報】 記入日: 平成 年 月 日 学生氏名 印 学籍番号 学年 年 □ふれあい実習Ⅱ(参加) 登録授業科目名 □教育ボランティア Ⅰ □教育ボランティア Ⅱ (教育ボランティア Ⅰ 履修済学生のみ選択可) □福祉ボランティアⅠ□福祉ボランティアⅡ(福祉ボランティアⅠ履修済学生のみ選択可) TEL : 連絡先 e-mail address(すぐに連絡の取れるアドレスを明記のこと) ※上記の個人情報はボランティア活動に関わる業務以外には使用いたしません。 【ポランティア概要】 ボランティア事業名称 ボランティア施設名称 TEL : - -住所・雷話番号 (住所は県名から記入) 代表者氏名 担当者氏名 月日~月日 活動期間 活動頻度・時間 □ 未定 □ 未定 活動内容 希望理由 □有 ・ □無 ボランティア先施設における保険加入の有無 【依頼状送付先】 □上記ボランティア施設へ送付 □下記へ送付(送付先が上記と異なる場合) 送 付 先 □ 月 日持参(/ 受取希望) □依頼状不要 送付先名称 ₹ TEL : 住所・電話番号 【過去の単位認定履歴】 依頼状送付 教務課受付 担当教員印 単位認定授業名称 ボランティア施設 ≪提出先≫依頼状不要の場合:ボランティア授業担当教員へ1部提出

|依頼状必要の場合 | ボランティア授業担当教員に2部(1部はコピー)に印を受領し、コピーを教務課へ提出

資料3 ボランティア活動記録

				枚目/	枚中
ボランラ	ティア活動記	己録 ボランティ	ア先		
			登録授業名		
			<u>学籍番号</u>		
			名 前		
活動日	活動時間	活動内容	活動のふりかえり	(反省・感想)	

資料4 学生レポート例

学籍番号 A10FB006 名前 今岡美子

1. ボランティア先 (所在地:愛知県名古屋市千種区) 施設名:椙山女学園大学附属小学校(椙ぼら)

2. ボランティア機関と頻度 5月~12月(月2回程度、全14回)

3. ボランティア活動の概要

土曜教室「学習タイム」を担当し、実際に子どもと関わり、授業を行う。1クラスを1~3人で担当し、授業案の作成、模擬授業の検討会という一連の作業をチームで行い、授業を構成する力、伝達する力、子ども達との関わり方を実践的に学ぶ。毎授業後の討論会や、報告シートの添削を学生で行い、他の学生とともに問題点の改善策を模索する。

4. ボランティア活動で学んだこと

私は椙ぼらを通して教材研究の大切さや、子どもとの関係作りの難しさを学びました。

まず、授業の中で子ども達に何を学んでほしいのか、目的・ねらいを明確にしなければならないということを知りました。そして、それをどのように子ども達に伝えるのかという方法を考えることが教材研究なのだと思います。教員は、子ども達が新しい発見をし、主体的に参加できる授業を作る必要があります。そのためには、プリントを使用する際も、「このタイミングでさらに関連の情報を付け加えよう」「このことについて子ども達自身に考えさせよう」などと考え、実践しなければなりません。また、子ども達が集中できる環境を作り、活気あふれる授業が行えるよう工夫する必要もあります。そこで、私が心がけたのは、子どもの集中が続く時間で活動内容を切り替えたり、ゲームを取り入れた授業を行うということです。

次に、子どもとの理想の距離感について考えさせられました。他のボランティアと違い、先生として子どもと接する相ぼらでは、近すぎず、遠すぎない距離を保つことがとても難しかったです。例えば、ドリルの祭典方法を、先生の机に持ってきて採点する方法から、机間指導での採点に切り替えたとき、距離が近くなりすぎてしまい、言葉遣いが友達同士のようになってしまったり、学習に集中しなくなってしまうということがありました。そのようなときは、しっかりと注意することも必要だと思います。そして、注意した時にはその後のフォローを忘れてはいけないと学びました。子ども一人ひとりに気を配り、信頼関係を築くことができるように努力しなければならないと感じました。

5. 後輩へのメッセージ

T2 ではなく、先生として教壇に立ち、授業をする機会はとても貴重だと思います。自主教材の 準備など、大変なことも多いですが、ぜひ挑戦してほしいと思います。

6. 後輩へのボランティア先の紹介 一 不可

〈研究会報告〉

教育課程の変更届の作成方法及び作成上の注意点について

小野勝士(龍谷大学)

1. はじめに

2014年2月22日に椙山女学園大学星が丘キャンパスにおいて「変更届作成上の注意点について」をテーマとした東海・北陸私教懇教員免許事務勉強会が開催された。

課程認定を受けた年度以降に教育課程に係る事項(課程認定申請書様式第2号の認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織/認定を受けようとする研究科専攻の教育課程及び教員組織の記載事項)を変更しようとするときは、教育職員免許法施行規則第21条第2項に基づき、「あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない」とされている。毎年多くの大学において変更事由が生じ、届出を作成しているものの、この制度の趣旨が理解されずに作成されているケースが散見されるようである。そのため教職課程認定基準違反の状態を気づかないうちに作り上げている状況がある。そこで、変更届作成上の注意点についてポイントを中心に述べることとした。

本稿は勉強会での筆者の報告を基に書き改めたものである。

なお、本勉強会の資料として、2014年3月に公益財団法人文教協会から刊行された「教職課程認定申請の手引き(解説書)」(教育職員免許法関係法規集等に関する調査研究会編集)の該当部分を用いた。

2. 変更届の種類

通常、教育課程の変更届のことを指して「変更届」とよんでいるが、変更届には「教育課程の変更届」以外にも「学科等の名称変更届」、「学科等の入学定員変更届」、「学科等の課程認定取下届」というものもあるので、一くくりに変更届といっても4種類あることになる。入学定員変更・学科名称変更・課程認定取り下げというのはほとんど発生しないケースであるので、たいていこの「変更届」という言葉を使う場合は、教育課程の変更届を指す。本稿の中でいう変更届は全て教育課程の変更届と理解していただきたい。

3. 変更届提出の要否

どの大学においても、9月以降に次年度の時間割編成作業が本格化すると思われるが、科目 関係や教員関係の変更が生じる可能性がある時、教職課程を始めとする資格課程に影響がない かをまず確認しなければならない。例えば、学芸員養成課程や司書養成課程の場合も変更の届 出が必要となっているi。

変更の対象となる科目・教員が教職課程に関係があるかどうかをまず確認する。 以下科目関係の変更事由と教員関係の変更事由に分けて紹介する。

- (1) 認定課程における授業科目の変更事項
 - (i)授業科目の新設又は廃止
 - (ii) 授業科目の名称の変更
 - (iii) 授業科目の単位数の変更
 - (iv) 教職課程の授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)の変更 (教職課程の科目以外の科目(卒業要件科目など)の履修方法の変更の場合は不要) ※科目の新設とは新たに科目を設置する以外に、これまで教職関係科目でなかった科 目を新たに教職関係科目として追加する場合も含む。

(2) 教員の変更事項

(v) 専任教員の変更 (兼担・兼任教員の変更については不要)

	変更後	変更前
	専任	専任
	兼担	専任
必要	兼任	専任
	専任	兼担
	専任	兼任
	兼担	兼担
不要	兼任	兼担
一个安	兼担	兼任
	兼任	兼任

専任教員の変更というのは通常の考え方からすると来年度変更になるということで変更ととらえることが一般的であるが、変更届の考え方は通常の考え方とは異なる。専任教員の配置・専任教員を変更する場合の基本的な考え方は、届出を年度末に提出する場合、提出翌年度の担当者を記載するということではなく、届出が適用される年度の学生の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況を記載する、ということになり、たまたまその年は急遽担当者変更ということであっても、翌年度以降担当するということであれば変更は不要という考え方になる。この考え方によると海外研修(サバティカル)や育児休暇等が発生する場合であっても、変更届は不要ということになる。

ではなぜこのような考え方になるのかというと、課程認定申請書の第2号や変更届の教

員組織・教育課程については認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況(大学であれば4年間、短期大学であれば2年間)を計画的に記載することになっているからである。

この届出が適用される学年の4年間の教員組織・教育課程を示すものであって、単年度のものを示すものでないということである。そのような考え方でないと課程認定申請の場合2年次の開講科目の担当者が専任教員である場合、学年進行による開講のため、次年度においては開講されないので専任教員欄は空白にしなければならないということになる。

(vi) 専任教員の職位(教授・准教授・講師・助教)の変更

教職課程認定基準3 (5) に『「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、又は「養護に関する科目」それぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。』という規定がある。

この規定が守られているかどうかを確認するために必ず職位に変更が生じた場合は、変 更届が必要となる。

この教授1名という要件を案外見落として、文科省から指摘を受ける場合がある。その場合、1名新たに採用しなければならないということになるので、この要件の見落としは絶対にないようにしなければならない。

4. 変更届記載事項で誤りの多い部分(1) - 直近の認定年度-

特別支援学校教諭免許状を除く一種免許状や二種免許状の直近の認定年度とは平成 21 年度 に行った教職実践演習創設による再課程認定申請(教職に関する科目のみの申請)による認定 年度(平成 22 年度)や「福祉」の場合は平成 22 年に行った科目区分追加による再課程認定 申請よる認定年度(平成 23 年度)を除く直近の認定年度ということになっている。

すでに平成 21 年度や平成 22 年度の再課程認定申請の担当者が異動等によりこの間の経緯を知る人が少なくなってきたためこの部分の記載誤りがあるようである。

平成21年度に改組等による課程認定申請を行った学科等があり、その後、その学科等がさらに改組等により課程認定申請を行っていない場合は、当然、平成22年度が直近の認定年度になるので勘違いのないようにしなければならない。

ちなみに教職実践演習の再課程認定(教職に関する科目のみの申請)、福祉の再課程認定を除く、一番古い認定年度は次のとおりである。

▼幼・小・中・高(福祉・情報を除く)・養護教諭

平成10年改正法に伴う再課程認定申請による新課程の認定年度

→平成 11 または平成 12 年度

※平成10年改正法による再課程認定は平成10年に行うか、平成11年に行うかは各校に

委ねられた関係で2パターンあるが、たいていの大学・短大は平成11年に申請している。

▼高(福祉・情報)

平成12年改正法に伴う教科の新設による認定年度

→平成 13 年度

- ※「福祉」については、平成22年改正免許法施行規則に伴う再課程認定申請が平成22年にあったが、一部科目の再課程認定申請であったため、その認定年度(平成23年度)は直近の認定年度にはならない。
- ▼特別支援学校教諭 → この校種には「教職実践演習」はない。 平成18年改正法に伴う再課程認定申請による新課程の認定年度→平成19年度

▼栄養教諭

平成 16 年改正法に伴う課程認定申請による新課程の認定年度→平成 17 年度

専修免許状については、特別支援学校を除き、昭和63年改正法により新設されて以来現在まで改正は行われていないので、一番古い認定年度は平成2年度になる。特別支援学校は一種免許状・二種免許状と同様に平成19年度となる。

5. 変更届記載事項で誤りの多い部分(2) ―他学科等開設科目の使用―

中高の教科に関する科目については、自学科開設科目で構成することが原則であるが、中高 以外の学校種とは異なり、例外として一定の要件のもと、他学科等の開設科目でまかなうこと が認められている。

▼教職課程認定基準4-3

(2) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・ 向上等を図るという観点から、施行規則第4条表に定める科目の半数まで、認定を受 けようとする学科等以外の学科等(以下「他学科等」という。)又は当該学科等を有 する学部以外の学部学科等(以下「他学部他学科等」という。)において開設する授 業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

☆教職課程認定申請の手引き平成28年度開設用193頁

Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する科目」について、 施行規則第4条表に定める科目の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科 目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数 の半数とは違うのか。

A 施行規則第4条及び第5条の第2欄「教科に関する科目」の科目区分の半数までである。

例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の「教科に関する科目」は、

- 物理学
- 化学
- 生物学
- 地学
- ・「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」 の5科目の区分が規定されており、5科目の半数は2.5であるため、これを越えない 科目区分数(2科目区分)までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は 共通開設の授業科目をあてることができる。

【参照】

- ·「教職課程認定基準」4-3 (2)、4-4 (2)、4-9 (1) (147、149、153 頁)
- ・【補足】課程認定基準4-3(2)、4-4(2)及び4-9(1)の解釈について(245頁)

☆ 09/2/10 全私教協教員免許事務檢討委員会主催教員免許事務勉強会質問表 No.2

Q 教職課程認定基準4-3の(2)について

施行規則第4条表に定める科目の半数まで他学部他学科等の開設科目を自学科の科目 としてあてることができますが、1科目区分内における他学部他学科等の科目をあて ることができる上限はございますでしょうか?

A 1科目区分内での制限はございません。

『教育を育て磨く専門誌 Synapse』(株式会社ジアース教育新社)2013 年 4 月号 ¹¹¹ に上記認定基準・解釈事例を整理し、解説されている。

教職課程認定基準においては、中学校及び高等学校の教諭の教職課程において、「教科に関する科目」として開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条又は第5条に定める科目の半数まで、他学科等において開設する授業科目(以下「他学科等開設科目」という。)を、当該課程認定を受けよ

うとする学科等の教科に関する科目に「あてる」ことができるとしている。この、他学科等の科目を「あてる」というのは、別の表現をすれば、学則上他学科等に開設されている科目を「借りる」ことを意味する。(すなわち、学則上当該認定を受ける学科等の科目として位置付けられていなくてもよいことを意味している。)

《中略》

これは、教育課程上の「教科」が、複数の学位分野を包含する場合があることから、他 学科等の授業科目を当該認定を受けようとする課程の教科に関する科目として履修するこ とができることとすることにより、より専門性の高い授業科目を学生が履修できるように することを意図したものである。

ただし、「教科に関する科目」のコアとなる授業科目まで自学科等で開設をせず、他学科等に委ねることは、各学科等の専門性・特色を重視した学位プログラムの履修により教科の専門に関する内容を修得しようとする開放制による教員養成の空洞化を招く恐れもあることから、コアとなる授業科目については認定を受けようとする当該学科等の授業科目として位置づけることが必要である。このような考えから、施行規則第4条又は第5条に定める科目の各分野の半数まで(図の場合、「物理学」「化学」「生物学」「地学」「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」のうちの2分野まで)という制限が付されている(教科に関する科目の総単位数・科目数の半数という意味ではない。)。

教職課程認定基準4-3、4-4においては施行規則第4条表・5条表に定める科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等又は当該学科等を有する学部以外の学部学科等において開設する授業科目をあてることができるとされているものの、科目区分の半数まで(例えば4科目区分ある教科において2科目区分)をすべて自学科開設以外の開設科目であてることはできないということである。

「教科に関する科目」のコアとなる授業科目、つまり一般的包括的内容を含む科目ということになると思われるが、それまでも自学科でまかなうことができないような教育課程であってはいけないということである。

上記の Synapse の記事では科目配置について記載があるが、教員配置について 2013 年度の全私教協研究大会分科会(2013/5/26 開催)で次の質問をし、回答を得た。

Q

- ○例えば中一種免・理科であれば8つの科目区分があるが、学科の特性上、特定の区分に 専任教員が多数配置されることが想定される。
- ○特定の科目区分に専任教員が偏ることについては、認定基準では規定はないが、この点 について指摘を受けることはあるか。

A ない。

Q 一般的包括的内容を含む科目に専任教員を配置しなければならないのか。

A そのような規定はない。

教員配置については、特段注意することはなさそうである。

6. 変更届記載事項で誤りの多い部分(3) ―みなし専任教員―

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、認定基準4-3 (4) i に、高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、認定基準4-4 (4) i に規定されている。

4-3、4-4とも規定の構造は同じである。 $2\sim4$ 名の専任教員の配置が規定されているが、注意すべき点は、(※2)である。「他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等又は当該他学部他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。ただし、本表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。」とされている。

☆ 2011 年度研究大会第6分科会記録

Q(※2)但し書きについて、必要専任教員数が3人以上の場合、他学科専任教員を自 学科の専任教員とみなすことができるのは1名という理解でよいか?

Α

- ○その通り。
- ○他学科等において開設する授業科目を充てる場合、必要専任教員の半数は、認定を受けようとする学科等の専任教員である必要がある。
- ○例えば、必要専任教員数が3人の場合、1.5人となるが、1人では「必要専任教員数の 半数」を満たさないので、切り上げで2人となる。
- ○結果として、みなすことができる専任教員は1名となる。
- ○大学の設置認可申請同様、「必要専任教員数」で小数点が出た場合は、「切り上げ」る こと。
- Q 必要最低専任教員のうち最低1名必要とされる教授を、自学科所属でない、みなし専 任教員で充たすということは可能か。

Α

- ○できない。
- ○「必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専 任教員とすること。」と規定されている以上、教授は、当該認定を受けようとする学科 等に所属している必要がある。
- ○これは、当該学科に設置される教職課程における責任者として、最低1名以上の教授が 必要、という考え方によるものである。
- Q 他学科の専任教員をみなし専任教員とする場合、当該教員が担当している科目は、自 学科の学則に記載のない科目(認定基準4-4(4)※2の「他学科等又は他学部他学 科等において開設する授業科目をあてる場合」)を担当しているという状況でないとい けないのか。

Α

- ○ご指摘の通り。
- ○教職課程は、①教員養成目的(学校種、免許教科等)、②教育課程、③教員組織、(④ 施設・設備)で構成される。
- ○教員養成を考えるとき、教員に科目が配置されるのではなく、教員養成の目的を達成するために開設された「教育課程」に必要な教員が配置される、というように理解していただきたい。
- ○このような考え方が前提となるため、認定を受けようとする学科等の専任教員としてみなされるためには、「他学科等において開設する授業科目」を担当している状況が必要となる。
- Q 自学科の学則に記載のない科目を借りてくる場合、同じ教科でないといけない等の制 約はないのか。

Α

- ○認定を受けようとする学科等以外の学科等で開設されている科目を充てる場合は、当該 科目は、認定を受けようとする課程の教科に関する科目に限られる。
- ○例えば、「公民」の課程認定を受けようとする場合、他学科で開設する科目のうち、「公民」の教科に関する科目として該当する科目を借りてくる必要があり、それは他学科等が「公民」の課程認定を受けているいないには関係ない。
- ○課程認定基準4-8に規定されているように、同一学科等において複数の教職課程を置 〈場合、共通開設可能な免許教科が限られていることに鑑みれば、他学科等の教科を充

てる場合は、なおさら同じ教科科目である必要がある。

○これら他学科等の科目が、当該認定を受けようとする課程として適切か否かは、課程認 定委員会において審査される。

他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあて、みなし専任教員とする場合、 専任教員のカウント方法に注意しなければならない。

「教職課程認定基準には「共通開設」という概念が別途存在する。「共通開設」は、一つの 授業科目を複数の学科等の開設授業科目としてそれぞれ位置付けることを意味している。すな わち、複数の学科等にまたいで「共通開設」をした場合、課程認定を受けるそれぞれの学科等 において、自学科等の授業科目として位置付けることが可能とされている。

このように、「共通開設」は、教科に関する科目は各学科が自ら授業科目を開設する必要があるという「原則」に対し、一つの授業科目を複数の学科等にまたがって開設することができるという例外であることから、可能とされるのは教職課程認定基準4-8及び4-9に規定されている場合に限定されている。

例えば、幼稚園教諭と小学校教諭の教職課程間において同じ教科の授業科目を開設する場合 や、中学校教諭と高等学校教諭の教職課程間で同じ免許教科に係る授業科目を開設しようとす る場合は、教科に関する科目の「共通開設」が認められている。

なお、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程において、複数の学科等で同じ免許教科の教職課程を置く場合、他学科等の開設科目を「あてる」ことも(自学科等では教科に関する科目として使用せず、他学科等においてのみ教科に関する科目として使用する場合を「あてる」場合という)、「共通開設」することも認められている。

ただし、他学科等の授業科目を「あてる」場合は、当該他学科等の授業科目を担当する専任教員を自学科等の専任教員と「みなす」ことが可能であるが、「共通開設」の場合は、当該共通開設に係る授業科目を担当する専任教員をそれぞれの学科等の専任教員とみなすことは認められていないことに留意する必要がある。」「**つまり、「あてる」場合と同様に1学科等においてしか専任教員扱いができないということである。みなし専任教員として自学科等の専任教員とした場合、当該教員が所属する学科においては専任教員として扱うことができないということになっている。

7. 最後に

教職課程のカリキュラムを変更する場合、上述のとおり、教職課程認定基準に定めされている科目関係・教員関係の両方の要件を満たしているかどうかを確認しつつ行わなければならない。

教職課程認定基準以外にもそれに付随する解釈も押さえておかなければならない。

このように非常に複雑な状況であるので、毎年の課程認定申請の手引きの熟読は欠かせない 状況である。各個別大学の努力はもとより、東海・北陸私教懇をはじめとする各種研究会等で の情報交換の機会を利用し、大学相互に学び合うことができればよいのではないかと思う。

【注】

- ¹ 全私教協第34回研究大会第5分科会(2014年5月25日開催)にて、文部科学省初等中等教育局教職員課専門官の山口大地氏から、提出された大学のうち8割の大学に指摘をしているとのこと発言があった。
- ii 学芸員: http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1320642.htm 司書: http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1320999.htm (上記のウエブサイトは 2015/5/24 時点で確認)
- ¹¹¹ 33・34 頁 元文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室長 新田正樹氏、文部科学 省初等中等教育局教職員課教員免許企画室免許係 大畠啓子氏による連載「教職課程・課程認 定制度の基礎(第3回)」より
- iv 前掲ⁱⁱⁱ 35 頁

〈研究会報告〉

2013 年度教職課程認定大学実地視察報告(日本福祉大学)

赤松伸一(日本福祉大学)

1. はじめに

2013年12月11日(水)に日本福祉大学を対象に実施された文部科学省教職課程認定大学 実地視察の内容について、2013年度第4回定例研究会・2013年度教員免許事務勉強会におい て報告した。本稿は、当日の発表を補記し、記録するものである。

2. 日本福祉大学における教職課程認定状況

2013年度現在で日本福祉大学が認定を受けていた教職課程は、表1のとおりである。このほか、2012年度入学生をもって教職課程認定を取り下げた健康科学部福祉工学科において教職課程履修学生が数名残っていたため文部科学省に視察対象であるかを確認したところ、課程認定取下済学科については実地視察の対象外との回答であった。

表1. 日本福祉大学で認定を受けている課程

学部・研究科	学科・専攻・専修	認定免許・教科	認定年度(設置年)
	子ども発達学科 保育専修	幼一種免	平成25年度(平成20年)
	子ども発達学科	小一種免	平成25年度(平成20年)
子ども発達学部	学校教育専修	中一種免(社会)	平成25年度(平成20年)
	心理臨床学科	高一種免 (公民)	平成20年度(平成20年)
	心理瞄床子科	特支一種免 (知・肢)	平成20年度(平成20年)
	社会福祉学科	中一種免(社会)	平成13年度(昭和32年)
社会福祉学部		高一種免 (公民)	平成13年度(平成2年)
		高一種免(福祉)	平成23年度(平成13年)
	経済学科	中一種免 (社会)	平成12年度(昭和51年)
経済学部		高一種免 (公民)	平成12年度(平成2年)
		高一種免(地歴)	平成20年度(平成2年)
〒阪治元月月2000年立7	尼欧拉加里 双兴利	中一種免 (英語)	平成20年度
国際福祉開発学部	国際福祉開発学科	高一種免(英語)	平成20年度
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	高専免 (公民)	平成6年度
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻	高専免 (公民)	平成14年度

3. 実地視察準備の流れと対応のポイント

(1) 実施通知から視察日決定

実地視察の実施については、文部科学省教職員課免許係からメールで通知される。通知後、約一週間で実施視察の候補日を回答する必要があり、極めて短期間での学内調整が必要となる。通知後すぐに本件に関わる学内指示系統の確認をおこない、結果、本学の教職に関わる通常の指示系統(教学担当副学長→専門職担当学長補佐→教職課程センター長)ではなく教学担当副学長直轄で各担当者に指示を出すこと、具体的な進行については教職課程センター長の判断によって進めることが確認された。

日程調整については、まず、出席対象者の範囲を確認し、事務局より対象者に日程アンケートを実施した。結果、全員が可能な日程がなかったため、優先的に出席すべきと判断される対象者が最も多く出席できる日程を複数候補日として確定し、出席できない対象者については代理を立てることとした。

日程	内容	連絡の流れ	詳細
7/18	実地視察通知	文科省 →本学	・実地視察実施通知と資料作成・提出依頼 (7/24締切)「日程表」「教職に関する科目時間割」 (実地視察日1ヶ月前締切)「実地視察事前提出資料」
7/24	「日程表」「教職に関する 科目の時間割表」提出	本学→ 文科省	・日程表:指定様式に従って提出 ・時間割:指定様式に従って提出
7/25	実地視察日程決定通知	文科省 →本学	・開催日の通知のみ

表2. 実地視察通知から視察日決定まで

(2) 実地視察事前提出資料作成から提出まで

実地視察1か月前までに提出する資料は7種類(①実地視察調査表 ②教職に関する科目のシラバス、教科に関する科目のうち、特色のあると考えられる授業として調査表に記載した授業科目のシラバス ③教育実習の評価項目表、評価シート等 ④学生便覧、履修案内等 ⑤学則 ⑥平成25年4月1日時点の認定課程の状況を記載した様式第2号 ⑦履修カルテ)。資料作成は、各認定学科・研究科で作成する部分と事務局の分担を明確にした上で取り掛かった。基本的には、教職課程認定の申請書類や毎年の変更届、文部科学省への報告資料など、学内に蓄積されている資料を加工する作業となる。ただし、近年変更された課程認定書類の様式内容(様式2号・様式5号・様式8号ア〜ウ)が含まれており、本学の各課程認定申請時にはなかった項目が多数あったため、各認定学科・研究科で新規で作成することとなった。この際、学科・研究科間で表記方法などに大きな違いが発生しないように、進捗を見ながら調整を図った。また、シラバスについても課程認定以降の科目担当者変更などに際して不適当な変更が発生していないか点検もおこなった。

資料作成と並行して、学内関係者を集めた実地視察説明会を実施。説明会では、調査表記入上の注意点などの事務的事項だけでなく、近年の中教審答申や文部科学省通知等の説明、他大学における実地視察の結果の紹介などを行い、実地視察へ向けた意思統一を図るとともに教職課程に関する理解を深める機会とした。

日程	内容	連絡の流れ	詳細
9/12	【学内】認定学科・研究科へ の実地視察調査表作成依頼		
9/25	実地視察正式通知	文科省 →本学	・文書による正式通知 ・時間枠、視察委員予定人数、おおまかな視察 事項が通知される
9/26	【学内】実地視察説明会		
11/5	実地視察事前提出資料送付	本学→ 文科省	・メール、および郵送で送付

表3. 実地視察事前提出資料作成から提出まで

(3) 視察日程案通知から視察実施まで

事前提出資料提出から約2週間後に、文部科学省から「実地視察日程(案)」「実地視察の 日程・流れ等について」「事前依頼事項」が通知された。

日程	内容	連絡の流れ	詳細
11/19	「実地視察日程(案)」「実地 視察の日程・流れ等につい て」「事前依頼事項」通知	文科省 →本学	・実施視察日程(案):当日の視察メンバー、 見学講義、実施事項と時間配分の提示 ・日程・流れ等について:日程案のスケジュー ル部分を具体的に示したもので、何を何分程 度、誰がどのように実施するか、見学希望施 設等が記載されている
11/21	「事前依頼事項」回答、「施設 見学スケジュール」「本学出 席予定者」「当日座席表」送付	本学→ 文科省	・メールで回答・送付
11/28	【学内】実地視察直前打ち合わせ		・実地視察当日の具体的内容と想定される質問 について説明

表4. 実地視察日程案通知から学内直前打合せまで

「実地視察日程(案)」には、見学講義科目も示されていたが、指定4科目中2科目は幼稚園 免許課程の科目であった。初等・中等免許課程の科目も同じ時間にあったので敢えての指定で あったが、認定こども園法改正に伴ういわゆる「幼保特例」の準備期間と実地視察準備期間が 重複していたことが影響したのではと思われる。なお、当日の授業内容がわかる資料(シラバスの該当部分へのチェック、配布資料等)を準備するよう併せて依頼されたので、事前に担当教員と授業進捗状況の確認などの打合せもおこなった。

「事前依頼事項」は、①日程案の確認(修正したい点があれば要望を回答) ②教職に関する施設の見学について具体的な見学施設とスケジュール設定 ③当日の出席者一覧の作成 ④主会場での座席表作成 ⑤会場・控室設定や昼食準備等の諸準備依頼、という内容。事前依頼事項で最も調整を要したのは、施設見学のルート・スケジュール調整であった。文部科学省側からの予定では、施設見学だけでなく2科目の講義見学を挟んで2時間程度で予定されていたが、本学の教職関係施設はキャンパスに大きく広がる形で配置されているため、説明と質疑応答を交えながら文科省が希望する施設(10程度)と2つの講義を見学するには、かなり効率よい配置をする必要があった。見学講義の時限と場所は固定されているため、講義が余裕をもって見学できる流れを考えて施設見学ルートを組んでいくこととした。施設見学は、単に見学するだけでなく利用状況や設備などの詳細な説明も必要であるため、図書館など専門課室がある施設については各課室から説明担当を配置してもらい、当日の質疑対応も説明担当がおこなった。なお、文部科学省からは、「教員養成という観点で特に工夫しているものなどについて焦点を絞って」説明するよう指示があっため、説明内容について各担当者と事前に打合せもおこなった。

事前依頼事項に回答した後、実地視察の6日前に実地視察当日の具体的な質問内容、視察のシナリオが描かれた「実地視察事項(案)」が送付されてきた。

日程	内容	連絡の流れ	詳細
12/4	「実地視察事項(案)」「進行 メモ」「座席表修正」通知	文科省 →本学	・実地視察事項(案): 視察員が当日質問する 内容が記載されている併せて、当日追加で準 備すべき資料が記載されている ・進行メモ: 具体的な進行シナリオ。発言内容 まで記載されている。
12/5	【学内】認定学科・研究科への 「実地視察事項(案)」送付、 および回答案作成依頼		

表5. 実地視察事項(案)通知から視察実施まで

受け取り後速やかに本学出席予定者に送付し、事前に準備が必要な質問への対応に取り掛かった。また、この段階で追加資料の準備指示があった。具体的には、保育士資格取得者数、複数資格・免許取得組み合わせ別資格取得者数、子ども発達学科就職状況内訳が求められた。

「実地視察事項 (案)」には、実地視察当日に質問が予定される内容が記載されている。単に 質問が羅列されているわけではなく、質問の背景となる法令や過去の答申内容などが併せて記 載されており、この点を踏まえた回答が求められることになる点を注意する必要がある。

質問部分をまとめたものを表 6 に示す。大きく①施行規則改正・中教審答申が具体的に実現しているか ②実地視察事前提出資料に記載した内容より踏み込んだ教職関連の詳細データ説明 ③教育職員免許法施行規則や教職課程認定基準などと齟齬が疑われている点の確認 ④教員実践力を高める教育内容・体制の確認、といった点を意識した内容となっている。

表6. 実地視察事項(案)質問内容

大項目	質問詳細
教員養成に対する理念、設置の趣旨など	●教員養成の理念 ●本学の特色を活かした 教員養成方法 ●資格取得詳細(保育士取得 者数、保・幼・小組み合わせ別取得者数・就 職状況内訳) ●教員就職者の正規・非正規内訳
大学における組織的指導体制	●教職課程センター会議等の全学組織として、教職課程、教職指導の企画・立案・実施、学校・教育委員会との連携体制等について検討したか、検討した場合の内容
教育課程・シラバス・教員組織	●教育課程について(「教科に関する科目」の 適合性について) ●シラバスの内容について ●教職課程における教員配置の考え方について
教育実習	●教育実習の事前・事後指導で工夫している点 ●県外実習先の確保方法と自己開拓の割合 ●教育実習の具体的な指導方法 ●教育実習 の成績評価方法
教職実践演習・履修カルテ	●教職実践演習の内容・実施方法 ●教職実 践演習の教員配置・授業内容で工夫している点 ●履修カルテの記載内容、活用状況 ●履修 カルテの「自己学習課題」の内容説明
学生への教職指導の取り組み状況及び体制	●教職を志す学生に対する教職指導の体制 ●「専用の教職指導センター室」の機能等 ●教職課程以外での教職の意識向上・実践力向上取組の有無 ●特支の履修指導方法
教育委員会等の関係機関との連携・協働状況	●学生が学校現場体験・ボランティアを実施 するために大学が取り組んでいることと効果 ●教育委員会・学校との連携取組の有無
その他	学生から大学教員の授業評価等を行う取組が あるか。ある場合は評価に対してどのような 改善を図っているか

4. 実地視察当日

(1) 出席者と当日の流れ

当日の視察メンバーは、実地視察委員 (2名)、文部科学省初等中等教育局教職員課免許係 (2名)、愛知県教育委員会 (1名)、美浜町教育委員会 (2名) の計7名であった。実地視察

委員は、高岡信也委員(独立行政法人教員研修センター理事)、岸田正幸委員(和歌山県教育委員会学校教育局局長)であった。本学側の応対者は、学長、副学長、学長補佐、教職課程センター長、大学院委員長、認定課程研究科・学科代表者(10名)、事務職員(14名)の計29名であった。

当日のスケジュールは、表7の通り。

時間	内容	場所
9:40	視察員駅到着	
9:50	視察員大学到着	研究本館受付
$9:50\sim 10:15$	視察員打ち合わせ	第6会議室
$10:15\sim 10:25$	講義見学:「カウンセリング論」	410教室
$10:25 \sim 10:35$	講義見学:「保育課程論」	420教室
$10:35 \sim 10:45$	紹介・挨拶・日程確認	
$10:45 \sim 11:05$	教職概要説明	大会議室
$11:05 \sim 12:25$	質疑応答	
$12:25 \sim 13:30$	昼食	第6会議室
$13:30 \sim 14:05$	施設見学:教職課程センター→キャリア開発課→ 体育館→図書館→教職資料閲覧室	教職課程センター
$14:10 \sim 14:20$	講義見学:「教職実践演習(幼小)」	728教室
$14:20 \sim 14:30$	講義見学:「発達と言葉(保育内容D)」	1513教室
$14:30 \sim 14:50$	施設見学:図画工作室→調理実習室→理科実験室 →音楽実習室→レッスン室	15号館
$14:50 \sim 15:20$	視察員打ち合わせ	第6会議室
$15:20 \sim 16:00$	講評・懇談	大会議室

表7. 実地視察当日スケジュール

(2) 質疑応答について

質疑応答は、事前に提示された「進行メモ」に従って進められる予定であった。「進行メモ」では、本学教職課程の概要を説明した後に、実地視察委員が「実地視察事項(案)」に沿って質問をおこなう予定となっていたが、当日は途中から「実地視察事項(案)」に示されていない質問が中心となった。結果として「実地視察事項(案)」に示された内容の半分も質問されないという状況となった。過去に実地視察を終えた他大学へヒアリングをおこなった際は、「実地視察事項(案)」の通り進められたとのことだったので、大学の説明内容や実地視察委員の方針などでかなり変わるようである。

なお、本学からの説明、および質問への対応は教職課程センター長が行い、一部内容に応じて教学担当副学長、学科代表が対応した。

(3) 講義・施設見学について

見学については、おおむねスケジュール通りに進めることができた。見学に帯同したのは、教学担当副学長、教職課程センター長、子ども発達学部長、総務部長、学事課長、教職課程事務室長、教職課程事務室員であった。視察メンバー1人に対して本学教職員が1人付くということと、教育内容と施設説明ができる体制という2点を念頭に置いて本学のメンバーは選定した。移動時間が多い関係上、幅広く、かつ深い質問が出されると想定してのことであったが、実際、時間が進むにつれて移動中に活発な質問が出るようになった。

なお、施設間の移動中に、突然の雨に見舞われたため、傘を緊急で購入した。にわか雨でも 強い雨であれば移動に支障をきたし、数分刻みで検討したスケジュールは破たんしてしまうの で、天候変化に対応できるよう準備しておくべきであった。

(4) 講評

実地視察の最後に実地視察委員による講評と教育委員会出席者からの感想をいただいた。最後に学長から謝辞が述べられ、終了となった。講評については、実地視察終了後に改めて文書により通知される。本学は、視察日の12月11日から年度をまたいで約4か月後の2015年4月21日に送付されてきた。内容については、文部科学省ホームページ内の「平成25年度教職課程認定大学等実地視察について」掲載されているので、そちらで確認いただきたい。

講評と併せて「教職課程認定大学等実地視察報告書を踏まえた対応の報告について(依頼)」が送付されてきた。講評の中で改善が求められる事項があった場合に、具体的にどのような対応をおこなうかを報告するというもので、1か月以内の報告書提出が求められた。基本的には実地視察当日の講評で指摘された事項であったため、それ以前に学内で対応を検討しており、検討結果を記載して速やかに提出した。

5. 視察を終えて

視察の準備には相当の苦労を要したが、その分得るものも多かった。特に、教職に関わる基礎データの再整備ができたことと、教職課程・教員養成の在り方について学内議論の契機とできたことが大きい。筆者自身も教職課程事務室異動初年度にこのような大きな業務に対応したことで、教職課程への理解を深める良い機会となった。今後、大学における教員養成は、小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革など大きな転換期を迎えることになるが、今回の経験を活かしていきたい。

〈研究会報告〉

2014年度東海・北陸私教懇第2回定例研究会記録

坂 本 徳 弥 (椙山女学園大学)

日 時: 2014年12月6日(土) 14:00~16:30

場 所: 椙山女学園大学教育学部 C 棟 311 教室 (星が丘キャンパス)

参 加 者: 45名

テーマ: 平成26年度教員採用試験状況と平成27年度の展望

司 会: 椙山女学園大学教育学部 宮川充司記 録: 椙山女学園大学教育学部 坂本徳弥

<概略>

愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の各教育委員会の教員採用担当の方を講師としてお招き し、2014年度東海・北陸地区私立大学教職課程研究連絡協議会第2回定例研究会を開催した。 まず、講師の方々から「平成26年度教員採用試験の状況と平成27年度の見通し」というテ ーマでお話をしていただき、次に質疑応答の時間を設けて参加者からの質問を受け付けて話し 合いを行なった。

1. 講師紹介

愛知県教育委員会教職員課県立学校人事グループ 課長補佐 髙井俊直 氏 岐阜県教育委員会教職員課高等学校係 井上真典 氏 同 小中学校係 渡辺 出 氏 三重県教育委員会教職員課制度・採用・免許班主幹 奥出博之 氏 名古屋市教育委員会教職員課管理主事 奥野 卓 氏

2. 愛知県教員採用選考試験について (要約)

今年度は、志願者 8,814 名、合格者 1,540 名、倍率 5.7 倍で、昨年度より志願者数が少し減った。校種別の詳細は、表 1 参照。採用数は、今、全国的に大量採用の時期で、愛知県も 1,540 名の合格者を出した。この傾向は、今後 5 年間は続くと思われる。ただし、採用者数は、退職者数と児童・生徒数だけでなく、再任用希望者数も考慮して決めていくので、若干、新採用者数が減ることも考えられる。

	志願者	合格者	倍率
小学校	2,687名	700名	3.8倍
中学校	2,330名	330名	7.1倍
高等学校	2,470名	330名	7.5倍
特別支援学校	685名	120名	5.7倍
養護教諭(小中)	401名	40名	10.0倍
養護教諭 (県立)	128名	10名	12.8倍
栄養教諭 (小中)	113名	10名	11.3倍
全体	8,814名	1,540名	5.7倍

表 1 平成27年度採用愛知県教員採用選考試験実施状況

(1) 小・中学校の特徴

①小・中の校種をまたいだ人事異動

最初は受験した校種で採用されるが、2校目からは取得している免許に基づいて小・中の校種をまたいだ人事異動を行なっている。これにより、「義務教育9年間を見通した教育」と「教師としての新しい可能性の発見や気づき」が期待される。

- ②採用後のステップアップ
 - ·研修制度、認定講習、大学院派遣等
- ③さまざまな学校、さまざまな取組
 - ・市町村独自の取組(少人数指導等)
- ④きめの細かい指導
 - ・特別支援学級の設置
 - ・外国籍の子どもへの教育

(2) 愛知県の教育における特徴

- ①公立学校が文武両道に力を発揮
- ②個々の生徒への丁寧な対応
 - ・進学、基礎学力定着、資格取得
- ③地域との連携
 - ・地域ぐるみで児童・生徒を育てる雰囲気
- ④保護者からの期待と信頼
- ⑤特別支援教育の充実
 - ·平成27年度 豊橋市立特別支援学校開設予定

(3) 愛知が求める教師像

- ①豊かな専門的知識と技能を備えた人
- ②児童・生徒に愛情を持ち、教育に情熱と使命感を持つ人
- ③広い教養を持ち、円満で調和のとれた人
- ④実行力に富み、粘り強さがある人
- ⑤明るく、心身ともに健康な人
- ⑥穏健、中正な良識のある人

(4) 愛知県の採用試験の特徴

人物重視が特徴。1次試験の集団面接、2次試験の集団討議、個人面接というように、3 度の面接で口述試験を実施し、「愛知が求める教師像」にせまっているかどうかを見る。個 人面接では、場面指導も実施される。

(5) その他の試験内容

1次試験 教職・教養、教科専門 [

(論文試験)

(外国語堪能者選考 当該外国語面接)

2次試験 クレペリン検査、教科専門Ⅱ、小論文

(実技試験) (平成 26 年度は保健体育・音楽・美術・英語・農業等で実施)

(6) 幅広い人材の登用~様々な特別選考の導入~

- ①昨年度補欠者に対する特別選考
- ②障害者選考
- ③障害者大学推薦特別選考

障害者選考の受験資格に加えて、以下の要件のいずれかを満たし、かつ大学の学長又は学部長の推薦が得られた人

- ・愛知県内の大学を卒業見込
- 大学院に在籍
- ・大学または大学院を卒業後5年以内で、愛知県の教員採用試験を受験したことがある人
- ④大学推薦特別選考

中学校の数学、理科、技術、特別支援学校の技術、工業(機械)について実施 <出願資格>

- ・愛知県の教員を第一志望とする人
- ・大学(短大・大学院含む)を卒業見込で、大学の学長又は学部長の推薦が得られた人
- ⑤外国語堪能者選考……選考試験の際に加味(不利にはならない)

- ・実施言語は、ポルトガル語、スペイン語、中国語
- ・小学校、中学校、特別支援学校の受験区分で実施 ※今年度は、志願者28名、合格者3名
- ⑥元教諭·講師経験者特別選考
- (7)介護理由退職者特別選考
- ⑧現職教諭特別選考
- ⑨芸術 (音楽・美術)・スポーツ特別選考……第1次試験を免除 ※今年度は、志願者39名、合格者8名
- ⑩英語有資格者特別選考……第2次試験実技試験免除
 - ・中学、高校、特別支援の「英語」区分
 - ・出願資格……各項目とも平成 24 年 7 月以降取得であること TOEFL PBT 580 点以上、iBT 92 点以上

TOEIC 860 点以上

英語検定1級

※今年度は、志願者 55 名、合格者 25 名

- (1)社会人特別選考
- 迎教職大学院修了見込者特別選考
- ③大学院進学による採用辞退者に対する特別選考

「愛知県公立学校採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院進学・在 学を理由に辞退した人を対象に実施

- ・大学院修士課程を修了見込であり、受験した教科の専修免許の取得が条件
- ・「辞退」したときと同一区分、教科に限る
- ・2次試験の口述試験のみでの選考 ※今年度は、志願者 26 名、合格者 19 名
- ⑭特別支援教育に関する特別選考

所定の特別支援学校教諭免許を所有している場合、「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分へ出願した者に対しては第1次試験の成績に加味し、「特別支援学校教諭」の受験区分へ出願した者に対しては、第1次試験の筆記試験に代えて、論文試験を行なう。

- (7) 平成 26 年度の合格状況を見ると、小・中学校では新卒者の割合が 40%を超えているが、 特別支援、養護教諭、栄養教諭では新卒者の割合が 40%未満となっている。
- (8) 採用試験の日程は、平成26年度の場合、第1次試験が7月19日、第2次試験が8月19・20日の2日間であったが、次年度も大体同じ時期に実施する予定。

3. 岐阜県教員採用選考試験について (要約)

- (1) 岐阜県が求める教師像 (3点)
 - ①幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師
 - ②誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師
 - ③授業方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師

(2) 採用試験について

- ①第 1 次試験…… 1 日間(平成 26 年度の場合、 7 月 19 日実施)→本人の力(特に学力) を見る。
- 筆記試験

教職教養(全志願種共通) ……10 問 →教員として必要な知識

教科専門(各志願種別、各教科) ……20 問 →教員としての専門性

※特別支援教育に関する問題、算数 / 理科に関する問題……10 問

志願種別の「小学校教諭」の中に特別枠がある。特別支援教育や中学校数学、理科の免許を持っている者を対象として、「一般の試験内容」プラス「それぞれの専門の追加問題 10 問」を受け、追加問題の成績が良ければ合格しやすくなる。追加問題の成績が悪かった場合は、追加問題の成績を除いて「一般試験」の枠内で合否を判定するので不利になることはない。

- ・集団面接……教師としての適格性や将来性を見る。 →1グループ約6名、面接官3名。
- ②第2次試験······2日間(平成26年度の場合、8月18日~21日の2日間に実施)→人 物重視
- · 適性検査(各60分)
- · 論文(40分)
- 個人面接(約60分) ……プレゼンテーション試験
- 実技試験

小学校 図工 (デッサン)、音楽 (歌唱)、体育 (マット運動)

※受験者の年齢制限を撤廃した関係で、マット運動については考慮していく予定

中学校 各教科(中学生に対しての模擬授業、作品作り)

養護教員(中学生に対しての保健室、教室における保健指導)

栄養教員(中学生に対しての食に関する授業)

(3) グループワークについて

1 チーム(最大 6 人)で問題解決に取り組む。試験の出口は児童・生徒への演示。チームで対応する力が試される。

- (4) プレゼンテーションについて……個人の試験
 - 一人一人に課題を出す。
 - ・課題提示後、2分間で構想を練り上げる。
 - ・目の前に児童・生徒がいるものとして話す。 児童・生徒を共感的に受け止め、適切に指導する。

(5) 高等学校・特別支援学校に関して

- ・1次は筆記試験(教職教養、教科専門)と集団面接。
- ・2次は適性検査、論文、個人面接、集団討議。
- ・教科の実技試験があるのは、高等学校の英語、保健体育、音楽、美術、家庭。
- ・教科の記述試験があるのは、高等学校の国語、地理歴史、数学、理科(物理、化学、生物)、福祉、農業、工業(機械系、電気電子系、建築系)、商業、情報。

(6) 集団討議の4つの観点について

①社会性

- ・協調性はあるか
- ・精神状態はしっかりしているか
- ・社会に適合する考え方を持っているか 等

②論理性

- ・筋道立った考え方ができているか
- ・相手の立場に立った話し方をしているか
- ・話の内容は論理性があり相手を納得させることができるか 等

③指導力

- ・集団を引っ張っていく能力があるか
- ・大局的な判断ができるか
- ・積極的・民主的に討論を進行させているか 等

④貢献度

- ・問題解決に役立つ意見を述べているか
- ・議論を調整し軌道に乗せる努力をしているか
- ・適切な論点を提供したか 等

(7) 今年度の教員採用試験の実施状況

合格者は651名で、大量退職時代を迎え、今後しばらくは600名程度の採用が続く見通 しとなっている。詳細は表2参照。全校種の志願者の合計は2,820名で微増となっている。 中学校の教科別倍率を見ると、国語、理科、技術の3つの教科の倍率が3倍以下となっ

志願者 合格者 倍率 小学校 890名 260名 3.4倍 中学校 676名 160名 4.2倍 高等学校 813名 6.0倍 135名 特別支援学校 263名 66名 4.0倍 養護教諭 156名 25名 6.2倍 栄養教諭 22名 5名 4.4倍 全 体 4.3倍 2,820名 651名

表 2 平成 27年度採用岐阜県教員採用選考試験実施状況

ている。理科に関しては小学校理科に比べても、倍率が低く、課題となっている。

- (8) 内定者の平均年齢は、小学校 26.3歳、中学校 28.4歳。
- (9) 小学校、中学校において、既卒者と直採者の割合は、小学校と中学校の合計で、合格者 (既卒者 56%、直採者 44%)、志願者(既卒者 59%、直採者 41%)となっており、合 格者、志願者ともに既卒者の方が多い。

高校、特別支援学校においても、既卒者、直採者の割合は、高校と特別支援学校の合計で、合格者(既卒者 62%、直採者 38%)、志願者(既卒者 67%、直採者 33%)となっており、合格者、志願者ともに既卒者の方が多い。

- (8) 講師経験のある合格者の講師経験年数は、1年(28%)、2年(20%)、3年(16%) であり、3年目までに合格する率が高い。
- (9) 特任講師の合格率は小・中学校平均で65.8%、教職大学院の合格率は小・中学校平均で36.4%。
- (10) スポーツ特別選考での合格率は40%、前年度1次合格者の合格率は34%。
- (11) 他県現職者の合格率は62%、継続常勤講師の合格率は39%。
- (12) 採用試験における年令撤廃の結果、58歳で合格した人もいる。
- (13) 岐阜県は志願者数を増やすことが課題となっており、「学校見学バスツアー」を実施した。69名の学生が参加し、岐阜県内の学校を見学した。

<質疑応答>

- Q 「グループワーク」は小・中学校だけで、高校は「集団面接」だということでよろしいで すか?
- A 高校は「集団討議」です。

4. 三重県教員採用選考試験について (要約)

- (1) 学生が採用時までに習得しておきたい力
 - ①教科・科目に係わる学力(児童・生徒を指導する際の基盤になる)
 - ②コミュニケーション能力

話す力・書く力・聞く力

保護者・同僚教員とのコミュニケーション

- ③自立した社会人としての力(社会人としての常識、ストレス耐性)
- (2) 子どもたちに育みたい力 (三重県教育ビジョンと関連)
 - ①自立する力 (輝く未来を拓く力)

学ぶ力、自主性、意欲・夢を描く力

自信・自尊心・自己肯定感、健康・体力

勤労観・職業観

②共に生きる力(共に生きる未来を創る力)

人権を尊重する意欲・態度、自他の命を尊重する心

社会性・コミュニケーション力、感謝と思いやりの心

規範意識、公共性・社会参画意識、感動する心

三重を愛する心

- (3) 三重県が教員として求める人物像
 - ①教育に対する情熱と使命感をもつ人
 - ②専門的知識・技能に基づく課題解決能力をもつ人
 - ③自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人
- (4) 平成27年度採用教員採用選考試験の内容
 - 第1次選考試験……今年度は7月19日実施
 - ①一般教養及び教職教養に関する筆答試験
 - ②教科教育などの専門領域に関する筆答試験
 - ③面接試験(集団討論)
 - ※人物を重視。1グループ8人程度。1つのテーマについて自分の意見を述べる。

第2次選考試験

①論述試験……今年度は8月16日実施

教職に関する知識や理解、学校教育に関する認識や知識などを問う。

- ②技能・実技試験(一部の校種・教科等のみ) ……今年度は8月19日実施
- ③面接試験……今年度は8月22日~29日の指定した1日で実施。

集団討論 (ディベートなど)

個人面接(模擬授業、場面指導などを含む個人面接)

(5) 平成27年度における選考種別

- ①一般選考
- ②障がい者を対象とした特別選考
- ③スポーツ特別選考……今年度は、相撲、フェンシング、自転車の3競技において、競技者または指導者として実績を有する人を対象とした選考(種目は毎年変わる)。
- 4社会人特別選考
- ⑤教職経験者を対象とした特別選考。

(6) 平成27年度採用選考試験実施状況

全体の受験者数 2,984 名、合格者数 493 名、倍率 6.1 倍であった。倍率は、第 1 次選考 試験受験者数/第 2 次選考試験合格者数で求めたものである。詳細は表 3 参照。

	受験者	合格者	倍率
小学校	974名	238名	4.1倍
中学校	936名	138名	6.8倍
高等学校	744名	72名	10.3倍
特別支援学校	74名	16名	4.6倍
養護教諭	202名	23名	8.8倍
栄養教諭	54名	6名	9.0倍
全体	2,984名	493名	6.1倍

表 3 平成 27年度採用三重県教員採用選考試験実施状況

(7)特定の資格・特技を有する人への加点(上限15点)

- ①複数免許所有 5点~15点
- ②ポルトガル語会話・スペイン語会話 0点~15点
- ③実用英語技能検定・TOEFL・TOEIC 3点~5点
- ④日商簿記検定・基本情報技術者試験 (FE) 3点
- ⑤スポーツ実績 4点~15点
- ⑥司書教諭資格 5点
- ⑦看護師免許 8点~10点

- ⑧言語聴覚士・理学療法士・作業療法士 8点~15点
- (9)海技士(航海・機関) 10点~15点
- (8) 採用試験の合格率は、新卒と講師を比べるとほぼ同じであり、学生の方にも自信をもって受験していただきたい。
- (9) 三重県の教員採用に関する情報は、ホームページから見ることができる。過去問は県庁 の情報公開・個人情報総合窓口において閲覧及びコピーすることができる。

5. 名古屋市教員採用選考試験について (要約)

(1) 現在、名古屋市立は幼稚園 23 園、小学校 263 校、中学校 109 校、特別支援学校 4 校、 高等学校 14 校である。来年は小学校 3 校が統合されるので校数は 2 校減となる。また中 学校は 1 校新設される。

名古屋市では、最初の勤務校は受験した校種に配属されるが、2校目からは希望により 小学校から中学校、中学校から小学校へ異動できる。また、普通級から特別支援学級、特 別支援学級から普通級へ異動できる。ただし、人数等の関係もあり、必ず異動できるとは 限らない。なお、小・中学校と高等学校の人事交流はない。

(2) 今年度の採用試験の結果は、全校種の受験者合計 2,092 名、合格者 376 名、倍率 5.5 倍 であった。合格者の中に、障害者特別選考 2 名、小・中学校の特別支援学級担当 25 名も 含まれている。詳細は表 4 参照。

	受験者	合格者	補欠者	倍率
小学校	791名	210名	16名	3.7倍
中学校・高等学校	1,005名	127名	8名	7.9倍
幼稚園	101名	8名	0名	12.6倍
養護教員	107名	9名	1名	11.8倍
特別支援学校	54名	15名	1名	3.6倍
栄養教員	34名	7名	0名	4.8倍
全体	2,092名	376名	26名	5.5倍

表 4 平成27年度採用名古屋市教員採用選考試験実施状況

- (3) 名古屋市が求める教員像について
 - ・専門的な知識と幅広い教養
 - ・教育に対する情熱と使命感
 - ・健康な体と豊かな人間性を備えた知・徳・体のバランスのとれた人材

(4) 選考区分は、①高等学校教員、②中学校教員、③小学校教員、④幼稚園教員、⑤特別支援学校教員、⑥養護教員、⑦栄養教員の7種類ある。そのうち、①、②、③、④については2校種まで併願可能。例えば、「小学校」と「中学校(英語)」、「中学校(英語)」と「高校(英語)」、「小学校」と「幼稚園」など。しかし、⑤特別支援学校教員、⑥養護教員、⑦栄養教員については単願のみとなる。

また、高等学校教員は必要教科が募集となる。14 校しかないので必要教科は退職教員 数に影響され、毎年変わる可能性がある。

なお、特別支援学校は「特別支援学校教員」という区分で募集し、特別支援学級については、小学校、中学校で合格した方の中から配置する。要項の中に入っている申込書に「特別支援学級担当の希望の有無」という欄があるので、「有」と記入されて合格した方の中から配置する。

(5) 1次試験の内容は、「適性検査」「小論文」「総合教養」「専門」「実技」「口述」である。

2次試験の内容は、体育実技(幼稚園・小学校対象)、水泳実技(小学校対象)、音楽 実技(幼稚園対象)、英語実技(中学・高校の英語対象)、養護に関する実技(養護教員対 象)、口述(集団・個人面接)(全員対象)である。

(6) 名古屋市の特例について

下の特例に該当し、書類審査の上認められた人は、試験の一部が免除される。特例には、A、B、Cの3種類がある。

<特例A> 62 名受験 17 名合格

- ○スポーツの分野で日本代表等の実績のある者
- ○芸術等の分野で国際レベル、全国レベルの実績のある者
- ○英会話能力に優れ、英検1級、TOEIC:900点以上などの資格のある者 英会話能力に優れていて資格のある方は、1次の「専門」に加えて2次の英語「実技」も 免除。ただし、高等学校においては教科との関連性を検討して審査をします。

<特例 B-1> 47 名受験 7 名合格

名古屋市公立小学校で常勤・非常勤講師の経験のある人(平成 16 年度から平成 26 年度 (平成 26 年 5 月 31 日まで) において任用期間が通算 5 年以上ある人)

→ 小学校の1次「総合教養」、専門「小学校全科」を免除

<特例 B-2> 62 名受験 23 名合格

名古屋市以外の国公立学校本務教諭である人(平成25年度末までに本務教諭の任用期間 が通算2年以上ある人)

→小・中・特別支援学校・養護教員の1次「総合教養」・「専門」・「実技」・「小論文」免除

<特例B-3> 65 名受験 62 名合格

なごや教師養成塾卒塾見込の人

→小学校の1次「総合教養」・「小論文」・「口述」免除

<特例 B-4> 271 名受験 51 名合格

名古屋市公立学校で常勤・非常勤講師の経験のある人(平成20年度から平成25年度(平成25年5月31日まで)において任用期間が通算2年以上ある人)

→小・中・特別支援学校・養護教員の1次「総合教養」を免除

<特例 B - 5 > 200 名受験 59 名合格

平成20年度から平成25年度(平成25年5月31日まで)に下の活動期間が通算2年以上ある人

- ○トワイライトスクール、トワイライトルームの運営指導者、子ども指導員、地域協力員、 体験活動講師(「事業ボランティア」、「学生ボランティア」)
- ○ふれあいフレンド、部活動外部指導者、理科支援員、名古屋市児童福祉センター「あそびっ こ」、「母語学習協力員」、名古屋市民おんたけ休暇村キャンプカウンセラー
 - →小・中・特別支援学校・養護教員の1次「総合教養」を免除

<特例C> 3名受験 3名合格

大学院での修学を理由に、「平成 25 年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」において、小学校教員または中学校教員の区分での「合格」を辞退し、次の要件をすべて満たす人。

- ○平成27年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること。
- ○平成 27 年 3 月 31 日までに「平成 24 年度実施 名古屋市公立学校教員採用選考試験」で 「合格」した区分・教科の専修免許状を取得もしくは取得見込みであること。
- ○「平成25年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」で「合格」した選考区分・教科 に出願すること。
 - →大学院1年次で合格した場合のみの特例。大学院1年次で合格した人が、大学院2年次で選考試験を受験した場合、2次試験の個人面接のみで選考試験を実施。

(7) 障害者特別選考について 7名受験 2名合格

募集人員は約10名。受験に際しての配慮希望事項として、「点字による筆記試験」、「手話による口述試験や試験監督の指示」、「試験会場や座席位置の配慮」などがある。

(8) 現在、教員は授業の準備だけでなく、生徒指導、特に表に出てこない生徒の心の部分の 指導が大変。保護者への対応などもあり厳しいが、学生のみなさんにはいろいろな経験を して、コミュニケーション能力を鍛え、がんばっていただきたい。

く質疑・応答>

- Q1 教育実習先と採用試験の受験先との関係について、愛知県様と名古屋市様にお願いしたいことがある。それは、学生達が教員採用試験を受験する際に、教育実習先の学校が属する自治体の教員採用試験を必ず受験するようにとの決まりがあるが、いろいろな事情で教育実習先と採用試験の受験先が異なる場合が生じる。名古屋市と愛知県は同じ県内であるので、受験先の決まりについて柔軟に対応していただきたい。
- A 愛知県:私は採用試験担当であり、教育実習のことは別の担当ですので、ご意見を持ち帰って報告し、相談したい。

名古屋市:教員採用試験を受験する際に、愛知県で教育実習をしているからといって不利 になることはない。ただ、学生さんの教育実習を名古屋市内の学校にお願いす る際に、名古屋市の教員への就職を希望しているからとした方が、お願いしや すいという事情はある。

- Q2 全部の教育委員会様に伺いたいのだが、小学校英語が始まる関係で、教員採用試験において、小学校英語に対応した試験問題はあるのか。
- A 愛知県:小学校志望の先生が受験する問題の中に英語の問題が入っている。他の方策については検討中。
 - 岐 阜 県:英語の問題は現行の採用試験問題にも入っている。現状では、中学校の英語教 員を小学校に異動させるとかの方策を考えている。
 - 三 重 県:英語力についての特別選考等は考えていない。採用試験の問題にも英語があり、 また英語のリスニングの試験などは実施している。

名古屋市:小学校英語への対応については検討中。

Q3 名古屋市ではボランティアや教師塾で活動したことが、採用試験に有利になるようになっているが、他の自治体では、インターンシップなどをしていることが有利になることが

あるのか。

A 愛知県:特に加点するということはないが、面接等においてボランティアの体験等が学生自身の回答に効果的に反映されるということは考えられる。

岐 阜 県:特に加点はないが、面接やプレゼンにおいて、経験を積んだことが学生自身の 回答に豊かにはたらくと考えられる。

三 重 県:特に加点はないが、面接において今まで取り組んできたことを述べてもらう機 会があるので、大学での活動やボランティアの経験が生かされると思われる。

Q4 栄養教員を担当しているが、採用が毎年、若干名ということで増えていかないが、実績がないのか活躍の場がないのか、そのあたりを教えていただきたい。

A 愛知県:10名採用しているが、倍率が10倍と高い。この傾向は今後も続くと思われる。 岐阜県:若干名の採用である。一人職の配置の難しさがあり、年度当初に必要な人数を 把握するのが難しい。

三 重 県:小学校と特別支援学校に配置しているが、小学校数校に1人の栄養教員であり、確かに少ない。気持ちとしては、1校に1人ずつ配置したいがいろいろな事情で難しい。

名古屋市:採用5名と少なく、この傾向は続くと思われる。

Q5 栄養教員は小学校に配置されることが多いので、小学校教諭の免許をとり複数免許とした方が採用に有利になるだろうか?

A 愛 知 県:愛知県においては複数免許ということで採用に有利になるということはない。 岐 阜 県:岐阜県も他の免許を持っているから有利ということはない。

三 重 県:三重県は複数免許の加点制度はあるが、栄養教員の場合には複数免許による加 点制度はない。

名古屋市:名古屋市も複数免許が有利になるということはない。

Q6 情報の場合は、数学の免許を持っているということが有利になるということはあるか?

A 愛知県:愛知県では、情報を受験する場合に他教科の免許所持を条件としている。しかし、数学の教員で情報の免許を所持していることは特に有利にはならない。

岐 阜 県:岐阜県では、今年度は情報の採用は 0 人であった。数学を受験する場合に、情報の免許を所持しているかどうかは採用には関係なし。また、情報を受験する

場合には、情報の免許があればよい。

- 三 重 県:情報の場合、単位数が少ないので慎重に採用しないと教員が余ってしまうという問題がある。高等学校と特別支援学校教諭の場合は、情報免許を持っていると加点となり有利になる。高等学校などでは数学などの教員が情報を担当することがある。
- Q7 名古屋市では、数学の場合「中・高」で受験という形になっているが、その場合、中学 だけの免許、高校だけの免許で受験できるか?
- A 名古屋市:中学と高校は別々の選考区分であるので、中学だけとか高校だけの免許でも受験できる。しかし、中学と高校を併願して受験する場合には、中学・高校の両方の免許を持っている必要がある。

(講師の方々へのお礼の拍手をして、研究会終了)

東海・北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇談会事務局報告

2013年度活動報告

1 2013 年度総会

日時 2013年5月11日 (土) 14:00~14:50

場所 椙山女学園大学教育学部 C310

議案 1. 新規加盟校の報告

- 2. 2012 年度活動報告
- 3. 2012 年度決算報告・監査報告
- 4 2013 年度活動方針
- 5. 2013 年度予算案
- 6 本会の名称変更及び会則改正について

2. 定例研究会及び教員免許事務勉強会

第1回定例研究会 教員養成制度見直しの動向と私立大学の課題

日時 2013年5月11日 (土) 15:00~16:30

場所 椙山女学園大学教育学部 C310

講師 名城大学教職センター長 酒井博世氏

第2回定例研究会 教員養成制度改革を展望する一適性主義・連携原則・教職課程評価一

日時 2013年11月2日(土) 14:00~16:00

場所 椙山女学園大学教育学部 C 310

講師 東京薬科大学教授 田子 健氏

第3回定例研究会 教員採用試験の状況と今後の見通し

日時 2013年12月14日 (土) 14:00~16:30

場所 椙山女学園大学教育学部 C311

講師 愛知県教育委員会教職員課課長補佐 小川裕之氏

岐阜県教育委員会教職員課高等学校係 中川敬三氏

岐阜県教育委員会教職員課小中学校係 吉村嘉文氏

三重県教育委員会教職員課制度・採用・免許班主査 湯田文雄氏

名古屋市教育委員会教職員課管理主事 鈴木 健氏

第4回定例研究会 ラウンドテーブル 教職実践演習を実施して

日時 2014年2月22日 (土) 14:00~16:00

場所 椙山女学園大学教育学部 C310

教員免許事務勉強会

日時 2014年2月22日 (土) 14:00~17:00

場所 椙山女学園大学教育学部 C311

講師 2013 年度教職課程認定大学実地視察報告

日本福祉大学教職課程事務室室長赤松伸一氏

変更届作成上の注意点について

講師 龍谷大学 小野勝士氏

3. 世話人会

第1回

日時 2013年5月11日 (土) 13:00~13:50

場所 椙山女学園大学教育学部 C310

議事 総会に関わる議題を審議

第2回

日時 2013年9月28日 (土) 14:00~15:15

場所 椙山女学園大学教育学部 C128 小会議室

議事 1 第2回・第3回研究会

- 2. 機関誌の名称及び編集
- 3. 免許事務検討委員の欠員
- 4. 全私教協 2013 年度会計報告

第3回

日時 2013年12月14日16:40~17:20

場所 椙山女学園大学教育学部 C311

議事 1. 今後の研究会及び免許事務勉強会

- 2. 東海北陸教師教育研究第28号の編集
- 3. 2014年研究大会テーマ及び地区協企画の分科会

第4回

日時 2014年2月22日16:10~17:00

場所 椙山女学園大学教育学部 C310

議事 1. 新規加盟大学の承認

- 2. 全私教協大会地区協企画
- 3. 2014年度総会および研究会

4. 機関誌及びニューズレターの発行

2013 年 6 月 20 日 東海教師教育研究第 27 号発刊 2013 年 10 月 17 日 ニューズレター 2013 年 1 号発刊

5. 新加盟校及び退会校

新加盟校

2013年度 浜松学院大学

2014年度 岡崎女子大学・福井工業大学

退会校

2014年度 北陸大学・東海学院大学短期大学部

6. 全国私立大学教職課程研究連絡協議会委員会活動

- 1)編集委員会(川口洋誉委員)
- ・『教師教育研究』第26号編集及び発行 2013年3月31日
- 編集会議
- ·2013年5月25日(土)12:30~13:30 愛知大学

『教師教育研究』第27号編集方針について

・『教師教育研究』第27号編集及び発行 2014年3月31日

2) 教員免許事務検討委員会(中山 有委員)

委員会の開催

第5回 2013年5月26日(日) 愛知大学

第6回 2013年7月20日(土) 国士舘大学

第7回 2013年9月21日(土) 東北学院大学

第8回 2013年12月21日(土) 久留米大学

第 9 回』 2013 年 3 月 15 日 (土) 国士舘大学

・全私教協第33回研究大会における分科会の企画・開催

第6分科会「課程認定申請について-教員免許事務に関するアンケート・事例報告をもとに-」・第11分科会「教員免許事務の課題について-実地視察報告を中心に-」

2013年5月26日 愛知大学

・冊子の刊行

「教職課程担当者のための手引き」2013年度改訂版の刊行

- ・第2分冊 法令解釈編③ (学力に関する証明書)
- ・第4分冊①教職課程認定大学実地視察報告から見た科目開設上の注意点

②教職課程認定大学実地視察対象大学の対応事例

3) 学校インターンシップ等検討委員会(加島大輔委員)

委員会の開催

第1回 2013年5月26日(日) 愛知大学

第2回 2013年7月14日(日) 佛教大学二条キャンパス

第3回 2013年11月17日(日) 佛教大学二条キャンパス

第4回 2014年1月25日(土) 福岡教育大学

4) 教員養成制度検討委員会(片山信吾委員)

委員会の開催

第1回 2013年5月26日(日) 愛知大学

第2回 2014年3月30日(日) 大阪音楽大学

ワーキンググループの活動

2013年3月に実施した意識調査の分析と報告書の作成 教員養成制度改革の動向と教員免許更新制の改善等についての検討

·刊行物

「大学院教職課程を中心とした私立大学教職課程の充実に関する調査」 2014 年 4 月刊行

「私立大学の特色ある教職課程事例集」2014年5月刊行

2014-15年度代表世話人体制

	名	前		所 属	役 割 分 担
大	塚	弥	生	南山大学	監査
小	倉		斉	愛知淑徳大学	世話人
笠	井		尚	中 部 大 学	編集委員
加	島	大	輔	愛 知 大 学	全私教協学校インターンシップ等検討委員
片	Щ	信	吾	名 城 大 学	全私教協教員養成制度検討委員
亀	谷	和	史	日本福祉大学	世話人
Щ	П	洋	誉	愛知工業大学	全私教協編集委員
酒	井	博	世	名 城 大 学	世話人・研究担当
高	橋	正	间	岐阜女子大学	世話人
坂	本	德	弥	椙山女学園大学	事務局次長・会計
中	Щ		有	金城学院大学	全私教協免許事務検討委員
長名	川名	元	洋	金城学院大学	WEB 担当
原	П	友	輝	中 京 大 学	世話人
宮	Ш	充	司	椙山女学園大学	代表世話人・全私教協理事
渡		昌	弘	人間環境大学	監査

2014年度活動方針・活動計画(案)

今後の教員免許制度に大きな影響のある中央教育審議会教員等の教員養成政策に関する問題 については、全国私立大学教職課程研究連絡協議会の教員養成制度検討員会や免許事務検討委 員会等とも連携しながら、地区としても加盟校と連携を図りながら、情報の共有と対応に務め ていく。

全国私立大学教職課程研究連絡協議会の事務局校(東京薬科大学)と連携支援をしながら、 地区としての活動を広げていく。関連して、北陸地方及び静岡県の加盟大学が増えてきており、 対応した新たな活動についても併せて検討し取り組んでいく。

活動計画

- 1. 教員養成政策の動向に関して情報収集・情報交換を行い、研究に努める。
 - (a) 教員養成政策動向を把握することに努め、情報収集・情報交換を行う。
 - (b) 教職実践演習導入に伴う教職課程カリキュラム・教職課程運営のあり方について、研究交流を深める。
- 2. 教員免許更新制に関する情報交換・研究を行う。
 - (a) 免許更新制の見直しにかかわる動向を把握することに努め、情報収集・情報交換を行う。
- 3. 教職大学院問題について情報収集を行い、研究に努める。
 - (a) 東海地区における教職大学院問題について情報収集を行い研究に努める。
 - (b) 教職大学院の経験に学び、教員養成課程におけるカリキュラム改革に資する情報の収集 に努める。
- 4 会員校における教職課程運営に関して情報交換を行い、質的向上のための研究に努める。
 - (a) 会員校の教職課程履修要項などをデータベース化し、相互に検討できる体制を検討する。
 - (b) 会員校の教職課程教員の専門・研究テーマを交換し、本懇談会の研究水準を向上させる。
 - (c) 会員校の教職課程担当事務局相互の連携を深め、緊密な連絡が取れるようにする。
- 5. 日常的な教職課程運営に関する情報交換を行う。
 - (a) 教育実習受け入れ状況・受け入れ期間、介護等体験、教育実習謝金問題など教職課程運営の具体的諸問題を情報交換する。
 - (b) 採用問題・採用状況を中心とした研究会などを開催する。

2014年度活動計画

総会

日時 2014年5月10日(土)14:00~14:30

会場 椙山女学園大学教育学部 310 教室

議案 1.2014年度新規加盟校報告 岡崎女子大学・福井工業大学

- 2. 2014-2015 世話人体制
- 3. 2013 年度活動報告
- 4 2013 年度決算報告・監査報告
- 5 2014年度活動方針・活動計画案
- 6. 2014 年度予算案

2014年度定例研究会

第1回定例研究会

日時 2014年5月10日(土)14:40~17:00

場所 椙山女学園大学教育学部 C310 教室(星が丘キャンパス)

テーマ 学校インターンシップ等の実施と課題

- 1. 「椙山女学園大学教育学部の教育ボランティアの実践」 講師 椙山女学園大学教育学 山田真紀氏
- 2. 「愛知大学における学校インターンシップの現状と課題」 講師 愛知大学文学部 加島大輔氏

第2回定例研究会 10月頃

第3回定例研究会 11月頃

第4回定例研究会または免許事務勉強会 2月頃

機関誌の発行及びニューズレターの発行

東海北陸教師教育研究第 28 号発刊 2014 年 5 月頃予定 ニューズレター 2014 年 1 号発刊予定 2014 年 10 月予定

2014年度世話人会

第1回世話人会

日時 2014年5月10日(土) 13:00~13:50

場所 椙山女学園大学大学教育学部 C 310 教室

第2回世話人会 2014年9月頃

第3回世話人会 2014年10月頃

第4回世話人会 2014年12月頃

第5回世話人会開催 2015年2月頃

2013年度会計報告及び会計監査

2013年4月1日~ 2014年3月31日

2013年度収入

項目	予算	決算	差額	備考
繰越金	2,276,886	2,276,886	0	
会費	846,000	846,000	0	会員校47校、未納0校
過年度会費	0	0	0	
利息	500	365	-135	ゆうちょ銀行口座
その他	0	314,222	314,222	全私教研究大会からの入金
合計	3,123,386	3,437,473	314,087	

2013年度支出

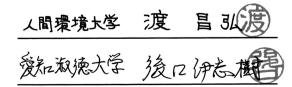
項目	小項目	予算	決算	差額	内訳
謝金		100,000	90,000	10,000	講師5名
交通費		50,000	37,980	12,020	講師5名
通信費		70,000	55,954	14,046	
事務局運営費	消耗品	30,000	25,375	4,625	
	会議費	20,000	36,482	-16,482	
	複写費	5,000	0	5,000	
	ウェブサイト費	12,000	12,800	-800	
	世話人交通費	170,000	44,000	126,000	
	代表世話人諸経費	20,000	20,000	0	
	アルバイト謝金	20,000	30,000	-10,000	
印刷費		350,000	357,000	-7,000	会報27号
研究会活動費		10,000	14,250	-4,250	
予備費		2,266,386	0	2,266,386	
合計		3,123,386	723,841	2,399,545	

2013年度収支

収入	3,437,473	
支出	723,841	
収支差額	2,713,632	次年度繰越金

2013年度当会会計は上記の通りであって、適切に執行されていることを報告する。

2014年4月30日



2014年度予算案

2014年4月1日~ 2015年3月31日

2014年度収入

項目	予算	内訳
前年度繰越金	2,713,632	
会費	882,000	会員校49 新規加盟校(岡崎女子大学、福井工業大学)
過年度会費	0	
利息	500	
その他	0	
合計	3,596,132	

2014年度支出

項目	小項目	予算	内訳
謝金		100,000	
交通費		50,000	
通信費		70,000	
事務局運営費	消耗品費	30,000	
	会議費	30,000	
	複写費	5,000	
	ウェブサイト費	13,000	
	世話人交通費	120,000	
	代表世話人諸経費	20,000	
	アルバイト謝金	30,000	
印刷費		360,000	
研究会活動費		20,000	
予備費		2,712,132	
合計		3,560,132	

東海・北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇談会規約

(名 称)

第1条 本会は、「東海・北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇談会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は東海・北陸地区私立大学・私立短期大学の教職課程に関する研究活動を推進し、 あわせて情報交換・連絡協議することによって、その充実を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。
 - 1. 私立大学における教員養成についての研究
 - 2. 私立大学における教職課程についての情報交換・連絡協議
 - 3. 私立大学における教職課程、特に実習などについての研究・協議
 - 4. 私立大学における開放制教員養成の重要性について、認識を深めるための広報活動
 - 5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、教職課程を設置している東海・北陸地区私立大学・私立短期大学をもって 組織する。ただし、本会に加盟していない大学において、教職課程を担当する教員は、 その所属する大学が会員となるまでの期間、有志会員として本会に加盟することがで きる。

(機 関)

- 第5条 本会につぎの機関をおく。
 - 1. 総 会
 - 2. 世話人校若干および代表世話人校一校
 - 3. 事 務 局
 - 4. 会 計
 - 5. 会計監査 2名

(役員選出)

- 第6条 世話人校・代表世話人校および会計監査は総会で選出する。
 - 2. 任期はそれぞれ2年とする。
 - 3. 事務局は、代表世話人校におく。

(会 費)

第7条 会員校は1校につき年額18,000円を会費として納入する。有志会員の会費は年額1 口5,000円とする。 (会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (全国協との関係)

第9条 本会加盟校のうち、全国私立大学教職課程研究連絡協議会に加盟する大学で、東海・北陸地区私立大学教職課程研究連絡協議会を構成する。同協議会事務局は当分の間、本会事務局が兼務する。

(規約改正)

第10条 本会の規約改正は、総会出席会員校の過半数の同意を必要とする。

付 則 この規約は、昭和54年(1979年)4月27日から実施する

1981年4月25日 (一部改訂)

1982年4月26日 (一部改訂)

1983年10月6日 (一部改訂)

1984年4月28日 (一部改訂)

1989年5月13日 (一部改訂)

1990年4月28日 (一部改訂)

2002年5月11日 (一部改訂)

2007年5月27日 (一部改訂)

2013年5月11日 (一部改正)

<執筆者紹介>

(執筆順)

丸 山 真名美 至学館大学 健康科学部

百 々 康 冶 至学館大学 健康科学部

渡 昌 弘 人間環境大学 人間環境学部

山 田 真 紀 椙山女学園大学 教育学部

小 野 勝 士 龍谷大学 文学部教務課

赤 松 伸 一 日本福祉大学 教職課程事務室

坂 本 徳 弥 椙山女学園大学 教育学部

東海北陸教師教育研究 第29号

2015年7月31日 発行 (会員配布)

編 集 「東海北陸教師教育研究」編集委員会

発 行 東海・北陸地区私立大学教職課程研究連絡懇談会 代表世話人大学 椙山女学園大学 事 務 局:〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17-3 椙山女学園大学教育学部 TEL (052) 781-4405 (教育学部) (052) 781-6466 (教務課)

URL: http://www.sugiyama-u.ac.jp

印刷 侑一粒社 〒475-0837 半田市有楽町7-148-1 TEL (0569) 21-2130

TOKAI HOKURIKU JOURNAL OF TEACHER EDUCATION

No.29

July, 2015

THE TOKAI HOKURIKU ASSOCIATION
OF RPIVATE UNIVERSITIES
FOR
TEACHER EDUCATION
NAGOYA, JAPAN